

平成 24 年 11 月
関西広域連合議会臨時会会議録

平成 24 年 11 月関西広域連合議会臨時会会議録 目次

平成 24 年 11 月 22 日

1	議 事 日 程	1
2	本日の会議に付した事件	1
3	出 席 議 員	1
4	欠 席 議 員	2
5	欠 員	2
6	事務局出席職員職氏名	2
7	説明のため出席した者の職氏名	2
8	開 会 宣 告	3
9	開 議 宣 告	3
10	井戸連合長あいさつ	3
11	諸 般 の 報 告	4
12	議席の指定	4
13	会議録署名議員の指名	5
14	会期決定の件	5
15	行政報告	5
16	一 般 質 問	5
	福間 裕隆 議員	
	・ 水産資源の広域ブランド化に向けた取組	5
	(1) 広域ブランド化に向けた研究の連携	5
	(2) 資源管理への連携した取組	6
	・ アルコール依存症対策への連携	6
	副広域連合長・広域職員研修担当・広域農林水産担当委員 仁坂 吉伸	8
	広域医療担当委員 飯泉 嘉門	9
	北島 勝也 議員	
	・ 関西全体におけるドクターヘリを活用した広域救急医	10
	療体制の整備・充実について	10
	・ 関西広域連合農林水産部における農商工連携と 6 次産	
	業化の推進について	10
	・ 「文化の道」事業の今後の取組について	11
	・ 東アジア及び東南アジアの国々に対する広域的な観光	
	戦略の取組について	11
	広域医療担当委員 飯泉 嘉門	12
	副広域連合長・広域職員研修担当・広域農林水産担当委員 仁坂 吉伸	13
	広域観光・文化振興担当委員 山田 啓二	14
	西村 昭三 議員	
	・ ジェネリック医薬品の普及促進の広域的な取組について	15
	広域医療担当委員 飯泉 嘉門	16

横倉 廉幸 議員	
・ 広域職員研修について	17
(1) 研修の目的について	17
副広域連合長・広域職員研修担当・広域農林水産担当委員 仁坂 吉伸	18
(2) 研修のテーマ・内容及び成果・実績について	18
副広域連合長・広域職員研修担当・広域農林水産担当委員 仁坂 吉伸	18
(3) 今後の展開について	19
副広域連合長・広域職員研修担当・広域農林水産担当委員 仁坂 吉伸	19
杉本 武 議員	
・ 関西広域連合におけるバイオ・ライフサイエンス分野の振興について	20
(1) 振興の現状について	20
広域産業振興担当委員 松井 一郎	20
(2) 中堅・中小企業への丁寧な情報提供について	21
広域産業振興担当委員 松井 一郎	21
・ 特区について	21
広域産業振興担当委員 松井 一郎	22
・ PMDA（医薬品医療機器総合機構）WEST機能の整備について（要望）	22
富田 健治 議員	
・ ドクターヘリによる広域救急医療について	22
(1) ドクターヘリの成功事例について	22
広域医療担当委員 飯泉 嘉門	23
(2) 今後の体制整備について	23
・ 関西イノベーション国際戦略総合特区について	24
(1) 特区の取組の状況について	24
広域産業振興担当委員 松井 一郎	24
(2) 地方独自のインセンティブと特区の情報発信について	24
広域産業振興担当委員 松井 一郎	25
・ 国出先機関改革について（要望）	25
木下 誠 議員	
・ 次期広域計画等について	26
(1) 次期広域計画策定に係る論点について	26
(2) 次期広域計画策定のスケジュール感について	26
(3) 企画調整事務における業務執行体制について	27
広域連合長 井戸 敏三	27
・ 関西広域連合への奈良県の加入について	29
広域連合長 井戸 敏三	29
大野 ゆきお 議員	
・ 関西広域救急医療計画の今後の展開について	30
(1) 「4次・医療圏関西」について	30

(2) 地域間の医療格差の是正・解消に向けた取組について	31
・ 電気料金の値上げについて	31
・ 関西防災・減災プランの風水害編について	32
広域医療担当委員 飯泉 嘉門	33
広域連合長 井戸 敏三	35
前島 浩一 議員	
・ 関西広域応援・受援要綱と神戸市災害受援計画について	37
・ 関西広域連合の事務の範囲について	37
広域防災副担当委員 矢田 立郎	38
広域連合長 井戸 敏三	39
中小路 健吾 議員	
・ 「関西における中長期的なエネルギー政策の考え方」及び節電の取組について	40
(1) 「関西における中長期的なエネルギー政策の考え方」の検討について	40
(2) 節電の取組について	41
広域産業振興担当委員 松井 一郎	42
・ 公設試験研究機関の今後の在り方について	43
(1) 公設試験研究機関の連携の到達点について	43
(2) 公設試験の機能強化について	43
広域産業振興担当委員 松井 一郎	44
・ 広域文化振興について	44
(1) 関西のメリットを活かした文化振興について	44
広域観光・文化振興担当委員 山田 啓二	45
谷 康彦 議員	
・ 住民と関西広域連合との関わりについて	46
(1) 圏域内 2,090 万人の住民と関西広域連合との関係について	46
(2) 直接請求の制度が機能するための対策や仕組みについて	47
(3) 市町村の意見を反映させる仕組みの充実について	47
(4) 広域連合委員の意思決定について	47
(5) 利害調整の難しいテーマへの取組について	48
広域連合長 井戸 敏三	48
中村 裕一 議員	
・ 関西の特色を活かした活性化について	51
(1) 山中プロジェクトへの支援	51
(2) 温室効果ガス排出権取引所（仮称）の設置	51
(3) 海洋開発への取組	51
広域産業振興担当委員 松井 一郎	52
広域環境保全担当委員 嘉田 由紀子	52
広域連合長 井戸 敏三	53
・ 電源開発について	53
(1) 新たな電源開発への取組	53

	広域産業振興担当委員 松井 一郎	54
・	准看護師試験の実施日について	54
	広域連合長 井戸 敏三	55
17	議案（議第8号議案）上程	56
18	議事順序省略議決	57
19	表 決	57
20	決議書案（第2号上程）	57
21	議事順序省略議決	57
22	表 決	58
23	閉 会 宣 言	58

○議事日程

平成 24 年 11 月 22 日

午後 1 時開会

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 議席の指定
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期決定の件
 - 第 5 行政報告
 - 第 6 一般質問
 - 第 7 平成 24 年 8 月関西広域連合議会定例会提出に係る第 8 号議案
 - 第 8 決議
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 諸般の報告
 - 日程第 2 議席の指定
 - 日程第 3 会議録署名議員指名の件
 - 日程第 4 会期決定の件
 - 日程第 5 行政報告
 - 日程第 6 一般質問
 - 日程第 7 平成 24 年 8 月関西広域連合議会定例会提出に係る第 8 号議案
 - 日程第 8 決議
-

出席議員 (28 名)

1 番 谷 康 彦	16 番 中 拓 哉
3 番 吉 田 清 一	17 番 中 村 裕 一
4 番 田 中 英 夫	18 番 尾 崎 要 二
5 番 山 口 勝	19 番 福 間 裕 隆
6 番 中小路 健 吾	20 番 藤 井 省 三
7 番 上 島 一 彦	21 番 山 口 享
8 番 杉 本 武	22 番 重 清 佳 之
9 番 富 田 健 治	23 番 北 島 勝 也
10 番 横 倉 廉 幸	24 番 竹 内 資 浩
11 番 吉 田 利 幸	25 番 井 上 与 一 郎
12 番 岸 口 実	26 番 木 下 誠
13 番 大 野 ゆきお	27 番 小 玉 隆 子
14 番 日 村 豊 彦	28 番 西 村 昭 三
15 番 山 口 信 行	29 番 前 島 浩 一

欠 席 議 員 (1名)

2番 家 森 茂 樹

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角 善 啓

総務課長 田 中 基 康

調査課長 立 石 和 史

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長、広域防災担当委員	井 戸 敏 三
副広域連合長、広域職員研修担当委員、 広域農林水産担当委員	仁 坂 吉 伸
広域観光・文化振興担当委員、国出先機関 対策委員会副委員長	山 田 啓 二
広域産業振興担当委員、資格試験・免許等 担当委員	松 井 一 郎
広域医療担当委員	飯 泉 嘉 門
広域環境保全担当委員、国出先機関対策委 員会委員長	嘉 田 由 紀 子
委員 (山陰海岸ジオパーク推進担当)	平 井 伸 治
広域防災担当副担当委員	矢 田 立 郎
広域観光・文化振興担当副担当委員	門 川 大 作
広域産業振興担当副担当委員	橋 下 徹
広域産業振興担当副担当副委員	芳 賀 俊 洋
代表監査委員	澤 田 眞 史
本部事務局長	中 塚 則 男
本部事務局次長	桑 野 正 孝
本部事務局次長 (調整担当)	村 上 元 伸
広域防災局長	杉 本 明 文
広域観光・文化振興局長	松 村 明 子
広域産業振興局長	金 田 透
広域医療局長	武 田 吉 弘
広域環境保全局長	中 嶋 良 立
広域職員研修局長	米 澤 朋 通
広域産業振興局農林水産部長	増 谷 行 紀
関西イノベーション国際戦略総合特区推進室長	北 野 義 幸

午後 1 時00分開議

○議長（田中英夫） お待たせをいたしました。これより平成24年11月関西広域連合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、広域連合長から挨拶の申し出がありますので、これを許可します。
井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 関西広域連合が平成22年12月に発足して以来、2年を迎えようとしております。先ほどの連合委員会では、12月3日の任期満了に伴います連合長選挙が行われました。その結果、不肖私が、連合長に引き続き選出され、今後の運営を委ねられることになりました。ここにご報告させていただきますとともに、さらなる連合の発展に向けて誠心誠意尽力してまいりますこととお誓い申し上げ、また議会の皆様方のご指導とご支援をよろしく願います次第でございます。

また、連合議会におかれましても、本年8月の4政令市の加入に伴う議員選出が完了し、29名の新体制で本日の本会議を迎えられました。引き続き、広域連合としての役割を果たすべく、より一層の取り組みの実績を重ねてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

平成25年度の関西広域連合の取り組みについてご報告申し上げます。

現在、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全などの各分野の広域計画に基づき、広域防災での応援受援の要綱づくりや広域観光での魅力発信を初め、分野ごとの取り組みの本格化に努めています。また、平成25年度予算編成の議論に取り組んでいます。

とりわけ、この間、8月、9月においては、海外プロモーションについて官民一体で、韓国及び中国へトッププロモーションを実施し、「KANSAI国際観光YEAR2013」の取り組みを初め、関西の観光の魅力等をPRしてまいりました。

また、喫緊の課題であります節電エネルギー対策の推進、自治体・経済界を含むオール関西で取り組む関西イノベーション国際戦略総合特区の推進、広域交通インフラの基本的考え方の整理、首都機能バックアップ構造の構築など、関西共通の課題にも積極的に取り組んでいます。

節電エネルギー問題では、10月21日の広域連合委員会におけるこの冬の電力供給状況等での議論を踏まえ、26日には、原発の安全確保と防災対策の確立、安定的な電力供給の確保について政府関係省庁に申し入れを行い、さらに11月8日には、平成22年度冬比で6%を目安に定着した節電の着実な実行を家庭や事業者に対して取り組むよう求めました。今後とも、このような構成団体が志を一つにして、関西の抱える広域的な課題に対して積極的に対応していく役割を担っていきたくと考えていますので、議員の皆様におかれましてはご指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

国の出先機関対策については、兼ねて政府・与党で検討が進められておりました国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案が、11月15日閣議決定されました。関西広域連合設立のねらいの一つでもあり、また関西広域連合が発足して2年間、最重要課題として取り組んできた国出先機関改革が、第一段階とはいえ、ようやくここに至り、具体的な分権への動きとなりました。

衆議院が解散され、国出先機関改革史上初めての成果となる同法案が前国会で成立をみ

なかったことはまことに残念であります。新たな政権のもとで早期に国会提出の上、成立を期していただくことを強く望みます。我々としましても、引き続き、国への働きかけを強めていくとともに、市町村や府県民の理解促進に取り組んでまいります。

以上、述べてきました取り組みに加えまして、広域連合の運営のあり方、中長期的なビジョンの検討、民間との連携方策の検討など、中長期的な視点で関西広域連合の今後のあり方を考えていくことも重要です。このような課題については、今年度、関西広域連合協議会に各分野ごとに分科会を設置し、8月以降、精力的にご意見をお聞きしております。

また既に、8月の広域連合委員会において、平成26年度からの3年間を対象期間とする広域計画の改定作業に着手することを決定し、現在、検討体制やスケジュールなど、改定に向けた具体的な作業に取り組んでおります。今後、平成25年度末の連合議会での議決を目指し、連合議会を初め有識者や連合管内市町村など幅広くご意見を伺いながら、改定作業を進めていきます。

以上で、関西広域連合の今年度、これまでの取り組みについての報告を終わります。

この後は、一般質問と平成24年8月定例会提出にかかります第8号議案が議事となっております。これは決算であります。議会の皆様におかれましては、適切にご議決等をいただきますようお願い申し上げまして、私からのご報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（田中英夫） これより日程に入ります。

日程第1

諸般の報告

○議長（田中英夫） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、議員の異動報告を行います。

政令市の加入に伴い、去る9月12日付で、神戸市会から前島浩一君が新たに選出されましたので、ご報告します。

また、10月9日付で福山守君から辞職願の提出がありました。閉会中でありましたので、会議規則第94条第2項に基づき辞職を許可いたしましたので、ご報告します。

これに伴い、10月12日付で、徳島県議会から重清佳之君が新たに選出されましたので、ご報告いたします。

また、前島浩一君及び重清佳之君の選出に伴う常任委員会委員の選任については、閉会中でありましたので、委員会条例第5条第1項に基づき、私から、前島浩一君を総務常任委員会、産業環境常任委員会及び防災医療常任委員会の委員に、重清佳之君を総務常任委員会及び産業環境常任委員会の委員にそれぞれ指名いたしましたので、ご報告いたします。

次に、出席要求理事者の報告であります。理事者側へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

次に、監査委員から、監査結果報告及び例月出納検査の結果報告が参っており、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

日程第2

議席の指定

○議長（田中英夫） 次に、日程第2、議席の指定を行います。

このたびの新たに選出されました議員の議席については、会議規則第3条第2項により、重清佳之君を22番に、前島浩一君を29番にそれぞれ指定します。

日程第3

会議録署名議員の指名

○議長（田中英夫） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、私から、富田健治君及び尾崎要二君を指名いたします。

日程第4

会期決定の件

○議長（田中英夫） 次に、日程第4、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中英夫） ご異議なしと認め、さよう決めます。

日程第5

行政報告

○議長（田中英夫） 次に、日程第5、行政報告であります。

関西広域連合の平成24年度の取り組みについて、お手元に配付のとおりでありますので、ごらんおき願います。

日程第6

一般質問

○議長（田中英夫） 次に、日程第6、一般質問を行います。

理事者に申し上げます。

時間が限られておりますので、答弁は簡潔かつ適切・明瞭にさせていただきますよう、よろしく願います。

通告により、順次発言を許します。

まず、福間裕隆君に発言を許します。

福間裕隆君。

○福間裕隆議員 鳥取県の福間でございます。2点について質問をいたします。

まず、日本海の水産資源のブランド化と関西広域連合の取り組みについて質問をいたします。

今月6日に、マツバガニ漁が解禁となり、私どもの食卓でも親ガニのみそ汁など、旬の味覚を楽しめる季節となりました。特に日本海、とりわけ山陰から北陸にかけての魚は、他の海域に比べても魚種が豊富であり、旬の魚の味の濃厚さに定評があります。

東京で飲食店を数店舗展開している私の友人も、「山陰の魚はやわらかく、ハタハタなどは骨ごと食べることができるとお客さんに好評である。山陰沖の水産資源は大いに期待

している」と言うております。

このおいしさの理由の一つは、日本海にある対馬暖流、リマン寒流の流れ、山陰海岸、世界ジオパークに象徴される複雑な地形と海流で、山が多く、谷が深い環境から供給される水は栄養分が豊かで、そこに生息するプランクトンの豊富さにある。また、それに加えて、日本海の海水の約8割を占めると言われる、世界的にも珍しい、冷たく、塩分濃度が均一で栄養分が豊富な日本海固有水が大いに関係していると指摘する人があります。冬の味覚の王様であるズワイガニやハタハタ、ベニズワイガニ、モサエビなども、この日本海固有水に生息をしております。

さて、我が国の水産資源は、漁獲量で見ますと、断然、北海道が全国1位でありますけれども、例えば、ハタハタに関して調べてみますと、平成23年の漁獲量は秋田県が1,983トンで第1位、そして2位は1,256トンで兵庫県、3位が1,168トンで石川県、4位に819トンの鳥取県が続いており、この関西広域連合を構成する県が主な水揚げ先となっていることがわかります。

鳥取県では、このハタハタのおいしさを解明するため、平成20年に、鳥取大学と鳥取県水産試験場が共同で脂の乗りの調査を実施しております。議長のお許しをいただきましたので、添付をしております資料1と資料2をご参照賜りたいと思います。

多くの人がおいしいと感じる脂ののりの割合は約10%ということですが、調査の結果、東北で水揚げされるハタハタは最大でも8%程度であるのに比べ、鳥取で水揚げされるハタハタは平均約10%で、また魚の大きさが大きくなるほど脂ののりが高くなる傾向が判明をいたしました。これを受けて鳥取県では、平均10%以上の脂を持つ全長20センチメートル以上のハタハタを平成22年10月にトロハタと命名し、鳥取県オリジナルブランドとして売り出しております。

鳥取県と兵庫県の漁港で水揚げされるハタハタは、隠岐島周辺で漁獲されている同じ資源で、秋田に比べて脂の乗りがよく、おいしいという点は共通をしております。こういった点を踏まえ、現在、各県単位のブランド戦略に加えて、鳥取県と兵庫県、さらに京都府、あるいは石川県に呼びかけてもいいんじゃないでしょうか。複数県で共通の魚介類を広域ブランド化して売り出すなど、ブランド戦略に厚みを持たせることも必要と考えます。そのために客観的なおいしさの評価や資源管理に関する研究を連携して行うことが必要ではないかと考えますが、広域農林水産担当の仁坂委員の所見をお伺いいたします。

また、水産資源は、これまでの無秩序な競争や繁殖力以上の漁獲により、大幅な減少の危機を迎えています。これは日本海の水産資源も同じ状況であり、早急に対策を講じなければならない課題であります。

私は、これからの漁業は、資源は有限であることを認識し、資源の繁殖力を利用した、末永く持続した漁業、すなわち資源管理型漁業の定着と発展を図っていくことが必要と考えます。ブランド戦略を根底で支えるのは安定した出荷ができるかどうかにかかっています。海域を共有する各府県であることから、広域連合としても連携・協力して、資源管理に取り組んではいかがでしょうか。

あわせて仁坂委員に所見をお伺いいたします。

次に、広域医療の新しい観点について質問をいたします。

資料3と4をご参照賜りたいと思います。

去る10月28日、神戸市の神戸ポートアイランドホールにおいて、公益社団法人全日本断酒連盟の第49回全国大会が開催され、全国から3,677人の会員が参加をいたしました。私自身も当事者の一人として参加をいたしました。

大会には、アルコール関連問題国会議員連盟の中谷 元衆議院議員を初め多くの来賓もお越しいただきましたが、残念ながら、三井厚生労働大臣、開催地である兵庫県の井戸知事、神戸市の矢田市長にはご本人の出席がいただけず、私は寂しい気持ちがいたしました。

さて、2008年の厚生労働省の調査によりますと、全国のアルコール依存症者は80万人、さらに、その予備軍は440万人にのぼるとされております。この数値を各県の人口割合に比例させて、近畿地区全県及び鳥取県、徳島県で推計をしてみますと、全体で約98万人にものぼります。

また、厚生労働省の推計では、アルコールの飲み過ぎによる社会的損失は、病気、けがの治療、病気や死亡による労働損失と生産性低下などの雇用喪失、自動車事故、犯罪、社会保障など、年間4兆1,483億円にも達しておると言われております。しかし、経済的な損失よりも、本人はもちろん、家庭崩壊や育児放棄などによる家族や周囲の人々、さらには事故や犯罪などによる被害者へ与える悲しみや苦しみははかり知れないものがあります。

アルコールを習慣的に飲酒していれば、誰でもアルコール依存症になる危険性があり、アルコール依存症になると飲酒への抑制がきかなくなり、意思や性格とはかかわりなく、飲んではいけない状況で飲んでしまったり、一旦飲み始めると酔いつぶれるまで飲んでしまいます。本人が自分の問題に気づいていても否認をし、助けを求めようとしないという厄介なところがアルコール依存症の特徴でもありますので、もし飲み過ぎにより病気や問題が繰り返されているのであれば、背景にアルコール依存症が隠れていると考え、周囲から介入する必要があります。

また一方で、アルコール依存症は、専門治療と援助、自助グループへの参加によって、回復と社会復帰が可能な病気でもあります。しかし、厚生労働省の調査によりますと、アルコール依存症の治療中の患者数は、全国のアルコール依存症者80万人のわずか5%ほどにすぎない約4万人にとどまり、さらに近年の傾向として、女性と高齢者の依存症がふえている状況でもあります。このことから、依存症への誤解と偏見を正し、介入、治療の方法を広めるとともに、家族の相談、援助の受け皿を増し、回復のための社会環境の充実を図る必要があります。

昭和38年に全日本断酒連盟が結成され、アルコール依存症者がともに回復、社会復帰することを目指して取り組んでおります。現在では約600の地域断酒会があり、平成24年4月現在で8,750名の会員を擁しております。各県の断酒会のメンバー表を資料でお届けしておりますので、ご参照賜りたいと思います。

兵庫県の断酒会の皆さんは、阪神・淡路大震災の後、喪失感や不安からアルコール依存症に陥る被災者が増加したのを受け、仮設住宅の巡回や相談活動などに懸命に取り組み、大きな成果を残しております。さらにこうした活動は、昨年の中東大震災の被災地でも生かされ、被災地の暮らしと健康を支える大きな力となっております。

先ほど私自身も当事者の一人と申し上げましたが、私は四十数年前、完全なアルコール中毒者として入退院を繰り返し、子供のミルク代すら酒代にかえてしまうような毎日を送っておりました。酒に溺れ、傷つき、身も心もボロボロになった私に手を差し伸べてくれ

たのは、同じ悩みに苦しむ断酒会の仲間でございました。じっと耐えること、苦しみを乗り越えることを彼らは教えてくれ、生きる力を、人間らしく生きようとする力を少しずつ芽生えさせてくれました。人の手のぬくもりを初めて知り、ともに手を携えることの大切さを教わりました。今、私は、今日まで私を支えてくださった方々、社会復帰を温かく迎え入れていただいた地域社会への感謝の気持ちでいっぱいであります。

現在、国会では、議員立法により、アルコール関連問題解決のため、アルコール健康障害対策基本法を制定する活動が推進されております。大いに期待するとともに、早期の制定を望んでいるところでありますが、アルコール依存症者が全国で80万人、予備軍が440万人、さらには、関西広域連合地域内でも相当数の依存症者が推計されることについて、飯泉委員はどのような感想をお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

また、アルコール依存症者の健康回復と社会復帰に対しては、断酒会や飲酒をやめようとするアルコール依存症者の共同体であるAA、アルコホーリクス・アノニマスなどの自助組織の取り組みに加えて、自治体の支援も必要であり、現在、各自治体でそれぞれに取り組みをされているところであります。しかし、このアルコール依存症者対策をさらに協力に進めるには、自治体間の一層の連携・協力が必要と考えるものであります。そこで、関西広域連合として、この課題をどのようにとらえていただき、各構成府県・政令市の取り組みをどのようにバックアップしていただけるのか、飯泉委員の前向きな答弁をお願いするものであります。

以上であります。

○議長（田中英夫） 仁坂副連合長。

○副広域連合長・広域職員研修担当、広域農林水産担当委員（仁坂吉伸） 福間議員のご質問のうち水産業のブランド化及び資源管理につきまして、お答え申し上げます。

まず、議員ご指摘のように、山陰地方にも、それからまた瀬戸内海にも、あるいは黒潮を洗う太平洋岸にも、それぞれ大変立派な水産資源がこの関西にはあるというふうに理解しております。その中で魚をとって、それで全国に、あるいは全世界に売っていくためには、ブランド化というのが大変必要であるというふうなことは論をまたないことだと思います。

そのときに、ブランド化の確立には、長い年月と多大な労力、あるいは場合によっては大変なコストもかけてやらないといけないと思います。そのときに、どういう形でこのブランドをアピールするか。例えば、県ごとにやるか、あるいは広域的なブランドとして一つのもとをつくっていくか、この戦略が必要だと思えます。

ただ、二つ、三つブランドを重ねていくと、一体、何を我々はアピールしていいのかわかりませんので、したがって、その選択の問題も出てくると思います。そういう意味で、それぞれのブランドというものを残したといたしましても、それを共通に売り出したり、あるいはPRをするというようなことは有意義だと考えております。

それからまた、研究の連携につきましても、いろんなところの研究機関の調整をしながら、一緒に協力してやろうということも有意義なことだと思います。関西全体の水産物のブランド化が適切になされるように努力していきたいと思っております。

次に、管理でございます。

これについても、水産物のお魚の魚種ごとに管理の仕方というのが違ってくるのかなと

いうふうに思います。なぜならば、例えばハタハタでとりますと、私の理解によりますと、能登半島よりも以西にあるハタハタは、大体、西部日本海の中をグルグル回ったりして生息している。共通の性質があるということでございますから、多分、生息習性に基づきまして管理もしていかないといけないというふうに思います。

一方、地域だけで、例えば根つき魚種みたいなものは、その地域だけでグルグル回りますから、それぞれの県でやるべきということになります。

例えば、日本海側で申しますと、たまたま我が関西広域連合の管轄の中でうまく管理ができるようなものであれば、我々としては、それを必要に応じてやっていくということはやぶさかではございませんが、ただ、それだけでやると、その外側にグルグル回っている影響がちゃんとカバーできないということになると、少し効果が薄くなるということもあるかと思えます。

したがって、お魚の対応次第により、我々といたしましては、果敢に管理なども考えていかなきゃいけないと、そんなふうに考えている次第でございます。

○議長（田中英夫） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 福間委員のご質問にお答えをさせていただきます。

アルコール依存症関連につきまして、2点、ご質問をいただいております。

まずは、関西広域連合地域内におきまして相当数の依存者が推計をされる、このことについての所見をお聞きいただいております。

アルコール依存症、こちらにつきましては、自らの意思で飲酒行為をなかなかコントロールすることが難しい、また急迫的に飲酒行為を繰り返してしまう、いわゆる精神疾患の一つととらえられておまして、一旦、アルコール依存症になってしまいますと、本人の病気やけがだけではなくて、例えば家庭内暴力ですとか自動車事故、また犯罪など、多くの社会的な問題を引き起こす可能性があるものであります。

飲酒運転による事故、交通事故によりますと、例えば事故や違反を繰り返す常習飲酒者が存在することが指摘をされているところでありまして、また飲酒運転の被検挙経験者の半数以上が実は多量飲酒者であり、アルコール依存症の皆さんが多く含まれる、このようなことも実は示されているところであります。

このような予備軍も含めましたアルコール依存症者が、関西広域連合管内で何と約100万人にもものぼる、いわば大きな社会的な課題である。また、ご本人やご家族のみならず、自治体や地域の関係機関、また関係団体など社会全体で、議員からも自らのご体験としてお話をいただきましたように、必ずや治るものとしてしっかりと対応していく必要があると、このように認識をいたしているところであります。

次に、関西広域連合として、この課題についてどのようにとらえ、また各構成府県及び域内政令市の皆様方の取り組み、これをどのようにバックアップをしていくのか、ご質問をいただいております。

各府県や政令市におきましては、これまで、まず本人への対策といたしまして、精神保健福祉センターや保健所などにおける相談窓口の設置、またご家族への対策といたしましては、アルコール依存症に対する正しい知識や対処方法をご理解いただくセミナーの実施、さらには、地域で活動する断酒会へのご支援など、アルコール依存症者の健康回復や社会復帰などへの対策を積極的に行っているところであります。

こうした取り組みに加えまして、議員の地元であります鳥取県におかれましては、医療や福祉、そして行政関係者によります地域依存症対策委員会の設置、最初に受診をすることの多い内科医などの、いわゆるかかりつけ医に対する専門研修の実施、また京都府におかれましては、京都府、京都市、さらには地元断酒会との共催によります府民を対象としたアルコールと健康を考えるセミナーの開催など、独自の先進的な取り組みがそれぞれに積極的に行われているところであります。

こうしたことから、今後、関西広域連合といたしましては、府県間における情報の共有化をしっかりと図り、また、そうした取り組みを促進することによりまして、連合管内における先進事例をできる限り関西全体における取り組みとして広げていきますとともに、全国のモデルともなる新しい取り組みにつきましても創出をさせていただきまして、関西全体におきまして、でき得る限り多くのアルコール依存症の患者の皆様方を救える府県、そして政令市の取り組みをしっかりとサポートをしてまいりたいと考えておりますので、これからもどうぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

○議長（田中英夫） 次に、北島勝也君に発言を許します。

北島勝也君。

○北島勝也委員 徳島県の北島勝也でございます。去る6月の連合議会議員として選出をされてから初めての質問になりますが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

まず最初に、我が徳島県が担当する広域医療分野に関してお伺いをいたします。

本年3月に策定をされました関西広域救急医療連携計画の柱の一つであるドクターヘリにつきましては、本年10月9日に徳島県ドクターヘリが徳島県全域及び兵庫県淡路島を対象エリアとして運行を開始したところであります。

また、10月1日には、大阪府ドクターヘリにつきましても、新たに京都府南部への運行拡大が行われるなど、未整備地域の解消が着実に図られておりまして、現時点におきましては順調に計画が推進されているものと、一定の評価をいたしております。

計画においては、概ね5年先を展望した関西の将来像として、いつでも、どこでも安心医療圏「関西」を掲げ、ドクターヘリが関西全域をカバーするとともに、相互に補完し合うセーフティネットが構築され、どこでも、誰もが安心して救急医療を受けられる体制の整備を目指すことといたしております。

ただ、計画を実現するためには新たなドクターヘリの導入が必要であったり、二重、三重のセーフティネットを構築するためには近隣府県との連携も必要であったり、各方面との調整も必要となるなど、多くの解決すべき課題があるものと思慮されております。

ドクターヘリは、重症患者の救命率の向上や後遺症の軽減など、救急医療のさらなる充実強化を図る上で非常に有効な手段であると考えております。そこでお伺いをいたします。

今後、関西全体におけるドクターヘリを活用した広域救急医療体制の整備充実に向けてどのように取り組んでいくのか、広域医療分野を所管する飯泉委員のご所見をお伺いいたします。

次に、関西広域連合農林水産部における農・商・工連携及び6次産業化の推進について、お伺いをいたします。

本年7月25日、広域産業振興局内に農林水産部が設置をされ、関西広域連合の構成各府県・市が一体となって、関西の農林水産業振興に取り組む体制が整えられたことで、我々

といたしましても、今後の事業展開について注目をして、大いに期待をしているところでございます。

さて、F T AやE P Aに代表される近年のグローバル化の急激な進行の中にあつて、今後、関西の農林水産業を維持発展させるためには、次代の担い手となる若い世代が将来に夢を持てる、儲かる農林水産業を実現することが不可欠であると考えます。

関西広域連合の圏域には、豊富で特色のある農林水産物を初め、我が国を代表する食品加工業、流通業等が集積をしており、広域連合を構成する各府県・市が連携して取り組むことで、これらの強みを生かした新たな商品開発や販売ルートの開拓等の事業が、より効果的に展開できるものと考えております。

広域連合農林水産部では、地産地消の取り組みを中心に、今後の施策を展開される方針を掲げられておると伺っておりますが、私といたしましては、これに加えて、農・商・工連携や6次産業化の取り組みを強力に推し進め、もうかる農林水産業の実現を図るべきだと思います。そこで、お伺いをいたします。

関西広域連合として、今後の農・商・工連携や6次産業化の取り組み支援についてどのような方針を持っておられるか、ご所見をお伺いいたしたいと思ひます。

次に、「文化の道」事業の今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

去る10月20日から21日にかけて、第27回国民文化祭・とくしま2012のメインイベントの一つ、全国の人形芝居が一堂に会する全国人形芝居フェスティバルが、関西広域連合の共催により、徳島県において開催をされたところであります。

阿波人形浄瑠璃と演劇を融合した新作が初上演をされたほか、全国から14府県17団体が参加をして、さまざまな個性あふれる人形芝居が披露されました。中でも、関西広域連合構成府県からは、6府県から9団体が参加したところであります。

また、「交流と連携がつくる関西人形浄瑠璃の未来」をテーマにしたシンポジウムを開催し、関西が一丸となって取り組みを進めていくことの重要性を認識するとともに、国民文化祭というステージを十分に活用して、関西広域連合と徳島県ががっちり手を組んで、関西人形浄瑠璃の魅力の発信と交流促進の大いなる契機になったことを評価いたしたいと思ひます。

しかし、本当に肝要なのは、その後はどうつなげるかであります。国民文化祭で開いた大輪の花が確実に実を結び、未来に向かってさらに大きく美しい花を咲かせるよう、まずはしっかりと成果を検証し、来年度以降も工夫を凝らして取り組みを続けていくことが必要と思ひます。

そこでお伺いいたします。

関西広域連合として、今回の全国人形芝居フェスティバル開催の成果をどのように受けとめられておられるのか、また、それを踏まえて、今後、人形浄瑠璃を初めとする関西文化の振興にどのように取り組んでいかれるのか、ご所見をお伺いいたしたいと思ひます。

最後に、東アジア及び東南アジアの国々に対する広域的な観光戦略の取り組みについて、お伺いをいたします。

近年、世界的に成長を遂げている観光産業は、2010年には、世界のG D Pの12.5%に達し、今後、21世紀最大の産業になるとW T O、世界観光機関が予測いたしております。このため政府においては、新成長戦略の中で、観光産業を重要な成長産業として位置づけて

いるところであります。なぜ、観光産業が21世紀におけるリーディング産業として期待されているかといえば、産業の裾野が広く、経済波及効果が高いこと、またもう一つは、人口減少化にある我が国において、旺盛な外需を取り込める外貨を稼げる産業であるという魅力にほかなりません。

平成20年度の日本を訪れた外国人は777万人、日本国内で消費をした総額は1.3兆円と推計をされておりますが、観光庁は、2019年度に訪日外国人数2,500万人という目標を掲げており、これが達成をされると約4兆円の消費額、さらには約10兆円の経済波及効果を生み出すことを見込んでおります。

このように、21世紀のリーディング産業として期待度の高い観光産業の恩恵を受けるためには、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、タイといったアジア地域の大勢の海外観光需要を取り込まなければなりません。

関西広域連合では、これまでも訪日外国人の消費動向調査において、消費額ナンバーワンの中国や関西とのつながりが深い韓国からの誘客に積極的に取り組んできましたが、一方では、これらの国々は国家間の影響も受けやすく、リスク分散を図る上でも、アジアの他の地域からの誘客に積極的に取り組む必要があると思います。このため、香港、台湾といった東アジア地域や、さらにはタイ、シンガポールといったASEAN地域という需要を取り込んでこそ、昨年度末に描かれたアジアの文化観光首都KANSAIの実現という目標が達成できるものと思います。

そこでお伺いします。

今後、今までターゲットとしてきた中国、韓国以外の東アジア及び東南アジアの国々に対して、どのような戦略を持って訪日観光客を関西に取り込もうとしておられるのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

さて、去る10月16日は衆議院が解散をされるなど、民主党政権のもとで国政は混乱のきわみに陥っている感じがございます。その一方で、我が関西広域連合は、関西から新時代をつくるとの気概のもと、平成22年12月に設立されてから2年を経過するところであり、これまで東日本大震災における全国に先駆けた被災地支援を初め、広域的な行政課題に対し、地域主導による速やかな意思決定により、着実に成果を上げてきたところでございます。今後とも関西の府民、県民の皆様に関西広域連合のメリットを実感していただくよう、我々連合議会と理事者である連合委員会がともに一致協力していくことが重要であることを申し上げまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（田中英夫） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 北島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

関西全体におけるドクターヘリを活用した広域救急医療体制の整備、また充実に向けた今後の取り組みについてであります。

昨年度策定をいたしました関西広域救急医療連携計画におきましては、安全・安心の医療圏「関西」の実現を目指し、ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実を取り組みの柱の一つと位置づけ、現在、関係府県とも連携をしながら精力的に取り組んでいるところであります。

具体的には、広域連合が主体となりました一体的な運行体制の構築に向け、各府県のド

クターヘリを計画的に広域連合へ事業移管することといたしております、公立豊岡病院ドクターヘリに続き、来年度には、大阪府及び徳島県のドクターヘリについて事業移管を行うことといたしております。これによりまして、いよいよ複数機によります運行体制の実現が図られることとなりまして、救急医療の切り札といたしまして、府民、県民の皆様方を初め関係機関からも大きな期待をいただいているところであります。

事業移管後におきましては、ドクターヘリの持つ機動性をしっかりと生かし、それぞれのヘリが府県域を越えた広域的なエリアを担いますとともに、重複要請時におきましては、複数のヘリが補完をし合う相互応援体制の構築、大規模災害など緊急時におきましては、あらかじめ定めた運行範囲にとらわれることなく、柔軟な運行体制を構築することといたしているところであります。

当面は、この3機に加えまして、和歌山県ドクターヘリとも緊密な連携体制をとりながら一体的な運行体制を構築し、関西全体の救急医療を担うことといたしておりますが、今後さらなる救急医療の充実を図りますため、兵庫県播磨地域などや滋賀県全域や京都府南部を対象といたします京滋地域へのドクターヘリの導入にも取り組んでまいりたいと考えております。

まず、播磨地域などにおきましては、先ごろ県立加古川医療センターを基地病院として、また製鉄記念広畑病院を準基地病院といたしまして、平成25年11月を目途に運行を開始することが決定されましたことから、今後、関西広域連合への事業移管などにつきまして、兵庫県と協議を行うことといたしております。また、京滋地域につきましても、基地病院など具体的な運行体制を検討するため、年明け早々には、滋賀県及び京都府との協議を開始することといたしているところであります。

このような取り組みを府民、県民の皆様へ発信をし、ドクターヘリへの理解を深めていただきますため、去る11月17日には、徳島県におきまして、関西広域連合が主催となります普及啓発フォーラムを開催いたしますとともに、現在、公立豊岡病院、大阪府及び徳島県の3機のドクターヘリについて愛称の募集を行うなど、普及啓発にも積極的に取り組んでいるところであります。こうした取り組みを通じまして、関西全体に二重、三重のセーフティネットの構築を図り、関西2,000万府民、県民の皆様方のお命をしっかりと守りができますように積極的に取り組んでまいり所存であります。

○議長（田中英夫） 仁坂副連合長。

○副広域連合長・広域職員研修担当、広域農林水産担当委員（仁坂吉伸） 関西広域連合農林水産部における農・商・工連携及び6次産業化の推進について、お答え申し上げます。

6次産業化は、これからの農林水産業の振興手段として大変大事な、最も大事と言ってもいいような手段であるというふうに思います。各府県・市においても独自の施策をそれぞれ展開して、こうやって農林水産業の振興を図っているところであるというふうに理解しております。

関西広域連合で取り組むことは、こうした取り組みに加えましてエリアを広げることで、マッチングの機会が増えます。新たな加工商品や流通チャネルの開拓など、よりアグレッシブな活動が可能になるというふうに考えております。

農林水産部では、関西広域農林水産業ビジョンの骨子の案を発表させていただいており

ますが、これでは農林漁業者が加工や販売に自ら取り組む6次産業化を競争力ある農林水産業のための重要な戦略として位置づけておりました、現在、具体的な肉づけとか、あるいは施策とか、そういうものを協議中でございますけれども、ビジョン策定次第、取り組めるものから、順次、積極的に実施してまいりたいと思っております。

また、広域産業振興局では、農・商・工連携による新商品開発や、あるいは高付加価値化の取り組みを支援しております、農林水産部としても積極的に参画していきたい、そんなふうを考えております。

○議長（田中英夫） 山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二） 文化の道事業の今後の取り組みについてでありますけれども、関西というのはもちろん、これは日本の文化の発祥の地でありますし、多くのすばらしい世界遺産や歴史を誇る伝統芸能や祭礼等がたくさんあるわけでありまして、そして、その特徴の一つとしては、こうした伝統芸能といったものがしっかりと連携をして発展をしてきたということでもあります。

私どもは、この関西広域連合の文化振興におきまして、こういう関西、各地にある伝統芸能やさまざまな文化を一つの塊としてとらえて、文化の道としてその振興を図っていきたいというふうに考えております。

まず、その第一弾としまして、人形浄瑠璃の道を今、行っているわけでありまして。特にこの事業につきましては、国からも支援を受けておりました、このために官民が連携して人形浄瑠璃街道の連絡協議会を創設し、情報発信とともに、今年の徳島での国民文化祭におきましては、人形芝居フェスティバルを共催させていただいたところであります。このフェスティバルには、関西からは6府県9団体が参加をするなど、本当に関西全体として盛り上がった国民文化祭の人形芝居フェスティバルになったのではないかなというふうに感じているところであります。

また、このほか文化庁の補助金を活用して、日本語及び英語、中国語、韓国語による紹介パンフレットを製作いたしまして、国内外へもこの情報を発信しているところであります。

こうした取り組みにつきましては、これは継続して行うことが必要であるというふうに考えておりました、来年度は、徳島から今度は淡路島へと拠点を移していきたいというふうに思っております。こういう拠点を移すことによって、拠点の振興をそれぞれ図りながら、連携をさらに密接にしていくことによって、文化の道事業というものの完成を目指していきたいというふうに思っております。

こうした事業につきましては、人形浄瑠璃だけではなくて、例えば祭りとか、さらには漫画、アニメまで幅広く関西の持てる文化の力を融合して文化振興に取り組めるようにしていきたいと考えているところであります。

次に、東アジア、東南アジアの国々に対する広域的な観光戦略についてでありますけれども、私ども関西広域連合は、国際観光というのは広域連合として取り組むには非常にふさわしい事業であるとして、この間、2年にわたりましてプロモーション活動を行ってまいりました。

この場合に、まず巨大市場である中国、そして現時点で最も訪日の観光客が多い韓国に焦点を当て、関西という名前を売り込んでいこうという形で、この2年間、プロモーション

ンを行ってきたところでありまして、その点ではかなり浸透してきたのではないかなというふうに思っております。

今年の中国のプロモーションにおきましても、プロモーション自体は非常に順調に行うことができました。ただ、それに付随いたしまして、政府訪問等につきましては少々問題が出たのも事実であります。その上に立ちまして、本来ですと、実は東南アジア等のプロモーションは中長期的な計画の中で私たちは位置づけていたんですけれども、最近、東南アジアのタイ、マレーシアなどにおける短期滞在数次ビザの導入拡充におきまして、非常に訪日旅行の伸びが期待できる。盛り上がってきている。さらにご指摘がありましたように、中国、韓国との関係の問題もありますので、東南アジア対応につきましても、私どもは前倒しで展開をしていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

こうした観点から、来年度につきましては少し軸をずらしまして、中国南部や台湾から東南アジアに対しまして、まず大きな影響を持つ香港を主軸にいたしまして、そして2013年のテーマである食文化に続きまして、今回は今、漫画、アニメ等も中心に関西観光アピールを考えておりますので、こうしたものについてプロモーションを行いますとともに、さらに、タイやマレーシアにつきましても、例えば旅行業者のファムトリップですとか、現地旅行者への売り込みなど、まず足がかりの事業というものを展開していくことによって、今後の広域観光旅行についての新たな戦略づくりに取り組んでいきたいと考えているところであります。

○議長（田中英夫） 次に、西村昭三君に発言を許します。

西村昭三君。

○西村昭三議員 堺市議会の西村でございます。どこの市町村も国民健康保険、本市も多いときは累積で25億円ぐらいの赤字を出しておりました。そして、23年度にはやっと黒字化したわけですが、そこで、それに関連して、ジェネリック医薬品の普及促進の広域的な取り組みということで、ご質問したいと思います。

ジェネリック医薬品と言われる後発医薬品については、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に開発費用が安く抑えられていると。こういうことで、先発薬品に比べて非常に薬価が安いということなんですね。

しかしながら、医療関係者の間でジェネリック医薬品の品質や安定供給、そして情報提供等々に対する不安が払拭されていないことから、欧米諸国などに比べると、はるかに日本の普及が進んでいない状況であると思います。

国としても、ジェネリック医薬品の使用促進に積極的に努めており、堺市においても、平成23年12月から、先発医薬品をジェネリック医薬品に切りかえた場合の差額通知書を国保の被保険者に送付するとともに、広報紙や、あるいはホームページを通じて、市民に普及促進を図っております。

これらの取り組みに堺市は、約9ヵ月間の実績として、3,500人を超えるジェネリック医薬品に切りかえを行いました。年間約6,000万円ぐらいの医療費削減効果を見込んでおります。

国民健康保険は、基礎自治体である市町村が運営していることは承知しておりますが、各府県も、市町村と協力して周知徹底を図るなど、ジェネリック薬品の普及促進を広域的に取り組めば、非常に大きな医療費削減効果が期待できると思います。

堺市の効果から単純に試算いたしますと、連合管内では年間累計で十数億円ぐらいの医療費削減効果ができるんじゃないかなというふうに考えております。

そこで、ジェネリック医薬品の普及促進は患者負担の軽減につながるだけでなく、医療保険財政の改善に資することから、これまで以上に、市民に対してジェネリック医薬品の周知を図る必要があると考えます。

加えて、生活保護受給者にかかわる医療費が生活保護費全体の約半分を占めている実態から、ジェネリック医薬品の使用促進は生活保護費の適正化にも効果があると思います。

最近の新聞紙上でも、生活保護者に対する医療のあり方という、いろんな記事が載っております。広域連合としても、区域内202市町村のジェネリック医薬品に対する取り組み状況の調査を含めて、ぜひ今後取り組んでいく課題としてご検討をいただきたいと、かように思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（田中英夫） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 西村議員のご質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

関西広域連合域内202市町村におきますジェネリック医薬品に関する取り組み状況の調査なども含めまして、このジェネリック医薬品、その取り組みについてしっかりと課題として検討すべきと、このようにご質問をいただいております。

今もお話のございのように、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品につきましては、先発の医薬品と比べまして、特に開発費が低く抑えられていることによりまして、その価格が非常に安価である。そのため、その普及、このことは患者の皆様方の費用負担の軽減はもとより医療保険財政の健全化につながるものと、このように認識をいたしているところであります。

国民健康保険、また後期高齢者医療を運営されております市町村の皆さんにとりまして、このジェネリックの使用の推進による医療費の削減効果、このことが今後の安定的な制度の運営に大きなメリットをもたらすものであると、このように認識もいたしているところであります。

このため市町村や国保連合会、また後期高齢者医療広域連合におきまして、医療費の通知の際には、ジェネリックを使えばこれだけ自己負担が減るということをお知らせするジェネリック利用差額通知、こちらを送付されますとともに、ぜひジェネリックを使いたいと、こう思われる患者さんたちのために、医療機関や調剤薬局などで使用するジェネリック希望カード、こうしたものを配付するなど、ジェネリックの使用に大変力を注がれているところであります。

しかしながら一方では、議員からもお話のございのように、ジェネリックの使用が相当定着をしている欧米に比べまして、日本ではまだまだその普及が進んでいない状況にあります。その主な理由として、医療関係者の間でジェネリックの品質に対する不安がまだ払拭をされていないことや十分な情報がなされていないこと、こうした点が指摘をされるところであります。

こうした中、各府県におきましては、関係者間の意識、また取り組みギャップを埋めていきますため、医療関係者や保険者などからなります後発医薬品の使用促進に関する協議

会を設置し、医療関係者、そして何よりも患者さんたちがジェネリックを安心してご使用いただける環境づくりに努めていただいているところであります。

今後は、ジェネリックの使用促進に向けた活動をそれぞれの府県の限定的なものに終わらせることなく、関西広域連合の構成自治体が共通の目標を掲げ、共同、連携をして、しっかりと取り組みを強化することなどが極めて重要であり、市町村の皆様方の取り組み状況など、こういった形で実態把握を行うことが効果的であるのか、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

こうした広域的な取り組みを通じまして、国民健康保険制度や後期高齢医療制度における最大の課題とも言えます医療費の抑制をしっかりと図り、安定をした財政運営を確立いたしますとともに、府民、県民が安心して最適の医療を享受していただける安全・安心医療圏「関西」の実現に努めてまいりたいと考えております。

○議長（田中英夫） 西村昭三君。

○西村昭三議員 力強いご答弁、ありがとうございます。

実は皆さんのお手元に資料を渡しましたが、その後、また新しい資料が入りました。

広島県に呉市という二十四、五万人のまちがあるんですけども、そこがジェネリックの電子レセプトで約5年目に入ったわけなんですけど、そこで、その対象にしているのが二十四、五万人のまちの約5万人なんです。そこで、何と23年度の決算で医療費の削減が1億2,398万円、この24万人のまちですよ。当然、被保険者は30%の負担ですから軽くなるわけですから、その分、約4,000万円近いのが被保険者も楽になるということなんです。今現在、そういう通知を出して5年目に入るわけなんですけども、通知を出した80%近くがジェネリック医薬品を使用しているということが統計的に現実に出ているわけです。

そこで、この広域連合を比べますと、広域連合の中でそういう対象になるのは573万人ぐらいおられるんですね。呉市は今、5万人と言いました。単純に机上の計算で言いますと、十数倍のこの広域になるわけなんです。ということは、これは机上の話として聞いていただきたいんですけど、数字的には150億円ぐらいの削減効果が出る。そのうちの30%は間接的に、あるいは直接的に被保険者も助かるということなんです。

これは国民健康保険だけなんですけども、ほかの社会保険、健康保険、そういうようなところも、あるいは企業保険も入れますと、これはこの広域だけでも、恐らく200億円を突破するんじゃないかな。

北島議員の質問にもありましたけど、ヘリコプターの充実、いわゆるあっちこっちにたくさんやって、これがもし3年後、4年後、5年後にこういうような数字が出れば、毎年10機ぐらいのヘリコプターを知事に運行していただけたらと思います。

ということで、ぜひ広域として検討していただくことをお願い申し上げて、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（田中英夫） 次に、横倉廉幸君に発言を許します。

横倉廉幸君。

○横倉廉幸議員 私のほうからは、広域連合の7分野のうちで大変地味だと思いますが、私個人としては大変重要な分野ではないかなと思っております職員研修について、ご質問

をさせていただきたいと思います。

研修というのは、職員の人材養成、すなわち内部管理事務というものでありますが、そもそもこのような事務を広域的な課題に取り組む広域連合の事務に位置づけた目的というものをご確認をさせていただきたいと思います。

○議長（田中英夫） 仁坂副連合長。

○副広域連合長・広域職員研修担当、広域農林水産担当委員（仁坂吉伸） 関西広域連合において広域行政を実現していくに当たりましては、何よりもそれぞれの府県、現在では府県・市の職員が力を合わせて取り組まないといけません。と同時に、広域的な視点を達成するにふさわしいような、そういう能力も兼ね備えてないといけないと思うわけがあります。そういう資質と、それから連帯感を兼ね備えた職員を養成するために、構成団体ではそれぞれの団体に必要な職員研修をやっておりますけれども、関西広域連合としても、今、申し上げましたような目的の達成のために一緒に職員の研修をやったらいけないかというようなことを考えまして、広域連合の事務として位置づけたところでございます。

○議長（田中英夫） 横倉廉幸君。

○横倉廉幸議員 広域的な視点での政策形成能力というのは大変重要な部分だと思っております。関西広域連合が実施する研修というのは、各自治体が既に実施しているような内容の研修ではなく、広域連合でなければできないような研修を実施すべきであると思っております。

我々広域連合の仕事というのは、府県域を越える広域課題への取り組みでありまして、各自治体を初め連合議会議員が、その立場とか府県・市の境を意識せずに、またその利害といったものから脱却をして、まさに広域連合の立場から物事を考え、判断をしていくというような感覚を養うのが重要であると思っております。

そこで、広域職員研修では、現在、どのようなテーマの内容や研修を実施して、また、その成果とか実績というのは、もう来月で2年になるわけですから、どのようになっているのかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（田中英夫） 仁坂副連合長。

○副広域連合長・広域職員研修担当、広域農林水産担当委員（仁坂吉伸） 関西広域連合設立当初は、広域連合の一員としての基本的な心構えとか、あるいは関西のあり方などについて合同で研修するということがよいと。特に、新規採用職員研修のときに一緒に研修するというのが、一部だけでも大変よろしいんじゃないかというふうに思って、そういう企画を立てたのでございますが、各構成委員会の協議の中で、形式的な制約もございまして、それは実っておりません。

代わる合同研修といたしまして、今後の広域連合の中枢を担っていくような若手職員を対象にいたしまして、広域的な視点で、関西における共通課題を素材に政策立案を行う能力を高めようということで、政策形成能力研修を導入いたしました。

さらに、各団体のそれぞれの特色のある研修に別の団体の職員が相互に参加できるように調整を重ねまして、これはいわば団体連携型研修というようなことだと思いますが、これを導入することで研修メニューの拡充にも努めております。

実績でございますが、政策形成能力研修は合宿形式で実施しております。昨年度は和歌山県の高野山で、観光をテーマにして共通の政策について研修を行いました。本年度は滋

賀県で環境をテーマに行いまして、2年間で131人が受講したところでございます。深夜に及んでいろいろ議論したり、あるいは講師の方々からいろいろ指導を受けたり、あるいは他の団体の職員と大いに交わって親睦を深めたり、大変効果があったというふうに思っております。

また、団体連携型研修といたしましては、本年度は実施済みのものを含めまして、13研修で約130人の受講枠を確保しております、それで他の府県・市の方々も受けられますよということをおっしゃっていただいております。

構成団体にとって、新たな予算をかけることなく幅広い研修メニューを提供できる、このような取り組みは、関西広域連合参加の団体間の連携の成果の一つであるというふうに考えております。

○議長（田中英夫） 横倉廉幸君。

○横倉廉幸議員 今、お聞きしますと、政策形成能力研修とか構成団体主催の研修への相互参加というような研修を行っているというお答えをいただきました。広域的な視点を持つ職員の育成、また政策形成能力の向上というものについては、これだけでは弱いのではないかなというふうに思っております。

職員間の相互理解や人的ネットワークづくりというのはもちろん大切ではありますが、それだけではなく、関西広域連合の将来の組織体制なども見据えた研修というものをもう少し検討してみてもどうかと思っております。

例えば、国と連携して、府県・市、異なる視点での各種計画や考え方を知るとか学ぶための研修、また構成団体職員だけではなく議会議員も対象に実施するといったような、単なる効率的な研修を実施するといった手法の問題ではなく、真に意識改革を迫るような、そういった研修内容にしていきたいと考えておりますが、広域職員研修の今後の展開というものについてどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（田中英夫） 仁坂副連合長。

○副広域連合長・広域職員研修担当、広域農林水産担当委員（仁坂吉伸） 議員ご指摘のように、まだまだこの広域職員研修、始まったばかりでございますので、今後改善していく余地はいろいろあると思っております。今日のご議論も参考にいたしまして、今後とも充実に努めていきたいと考えておりますが、例えば、縦割り行政の弊害、あるいは地域だけの行政の弊害、そういうものを排して、関西という広い視点に立って総合行政を展開できるような、そういう職員をぜひ養成してまいりたいと、そんなふうに思っております。

今年度から来年度にかけてでございますけれども、今、申しあげました研修に加えまして、インターネット回線を通じて複数会場で同一の研修を受講できる。名前はつけておりませんが、web研修の導入をいたしまして、構成団体共同の取り組みを推進することで、より多くの職員の受講につなげたい。それによって広域行政を担う職員としての自覚をより多くの職員に一層促してまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長（田中英夫） 横倉廉幸君。

○横倉廉幸議員 関西広域連合が安心して国の出先機関の丸ごと移管がされるのにふさわしい組織となるように、これからも引き続き、職員研修を重ねていただきたいと思っております。

また、このことは我々議会においても同様に、議会議員としての意識改革を行うことも

重要だと考えております。ともにこの関西広域連合が本当に地方分権の推進の一助となる組織になるために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（田中英夫） 次に、杉本 武君に発言を許します。

杉本 武君。

○杉本 武議員 この10月、京都大学山中先生のノーベル医学生理学受賞の朗報がありました。これは再生医療や難病研究、創薬など、広範囲の応用が期待される i P S 細胞の業績が国際的に高く評価されたものであり、関西の学術水準の高さとポテンシャルを世界に発信することとなりました。

国では、i P S 関連を中心に、バイオ・ライフサイエンス分野の支援策がうたれておりますが、例えば研究費の増加や組織の強化、ファンド事業に加え、再生医療の実用化に向けた法整備も進められております。また、再生医療の研究に取り組む製薬企業等の株価も軒並み上昇するなど、関連産業の育成や活性化へ期待が高まっております。このように、今、まさにバイオ・ライフサイエンスには風が吹いておりまして、この分野を強みとする関西にとりまして、非常に大事な時期を迎えているというふうには思います。

そこで、関西におけるバイオ・ライフサイエンスの振興につきまして質問をいたします。

これまでも言われておりますけれど、この関西は多数の企業、世界有数の大学研究機関が集積しておりまして、我が国が代表するバイオ・ライフサイエンスの先進地域でございます。山中先生のノーベル賞受賞の理由となりました i P S 細胞の関係だけを見ましても、先生のおひざもとであります京都はもちろん、兵庫県の神戸医療産業都市では理化学研究所、発生再生科学総合研究センターで網膜再生治療の臨床研究が近く開始されます。大阪では、阪大が i P S 細胞を用いました心筋再生医療や角膜再生治療の実用化に取り組んでおります。さらに、私の地元茨木彩都でも、医薬基盤研究所はこの8月に、世界初のヒト i P S 細胞から分化誘導した肝臓細胞の製品化に成功し、この研究で厚生労働大臣賞を受賞しております。

関西では、こうしたポテンシャルを踏まえ、現在、大阪府・市、兵庫県、神戸市、京都府・市の3府県3政令市におきまして、関西イノベーション国際戦略総合特区の歯車が動き出しております。そこでまず、関西広域連合におけますバイオ・ライフサイエンス分野の振興の現状について、お伺いしたいと思います。

○議長（田中英夫） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） ライフサイエンス分野の振興の現状について、お答えをいたします。

広域産業振興政策は、取り組みの旗印といたしまして、本年3月に策定をいたしました。広域産業ビジョン2011に基づき、イノベーションの創出、中小企業等の国際競争力強化、関西ブランドの確立、高度産業人材の確保・育成の4戦略を分野横断的に進めているところであります。

バイオ・ライフサイエンス分野については、医薬品、医療機器、健康、医療、環境、食品などの幅広い産業分野が含まれるが、関西では、特区を有する府県以外でも、地域のポテンシャルを生かし、独自の振興策や産学官の取り組みが進められております。広域連合といたしましては、それらの各地域の取り組みを連携させ、相乗効果を発揮することで、

関西全域としてポテンシャルを高める施策を展開しております。

主に、バイオ・ライフサイエンス分野をターゲットとした具体的な取り組みにつきましては、今年度イノベーションの創出戦略において二つの施策を展開しております。

一つは、広域連合域内の産業クラスターを連携させて、相互補完やその強みを一層高める事業で、医療機器、健康機能性食品をテーマに、域内の大学等の研究成果を一同に集めて企業等に紹介をし、産業化を促進するためのフォーラムを12月に開催をする予定です。

もう一つは、特区の成果を広く域内に波及させる事業で、特区のターゲットの一つである医療機器について中小企業の新規参入を促進するため、大阪商工会議所の次世代医療システム産業化フォーラムの現地説明会を鳥取県、和歌山県、堺市において開催をしたところでもあります。今後とも、各地域での取り組みを共有いたしまして、相乗効果を引き出すべく、しっかり取り組んでまいります。

○議長（田中英夫） 杉本 武君。

○杉本 武議員 しっかりと相乗効果を発揮できるような取り組みをお願いしたいと思います。

さらにまた、より実効あるものにするためにも、今後も関西経済の活動圏であります中堅・中小企業のバイオ・ライフサイエンス分野の参入を促進し、関西一丸となった取り組みを進めていただきたいと思います。

関西のバイオ・ライフサイエンスが注目されている今が、まさに絶好のチャンスであります。関西全体で思いや考え共有し、関西経済の発展につなげていくためにも、広域連合として、特区の内容やそのメリット、関西各地の産業クラスター、さらには広域産業振興の取り組み等の情報を積極的に周知していくことが大切であります。より情報発信に注力すべきであります。特に、中堅・中小企業への丁寧な情報提供を心がけるべきだと思いますが、いかがでありましょうか。

○議長（田中英夫） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 議員ご指摘のとおり、中小企業等への情報発信は大変重要であります。域内の商工会や商工会議所と意見交換をし、構成府県による域内市町村への事業、施策の説明会等に加え、ホームページなどを通じたインターネットも積極的に活用し、実施をしているところです。

また、来年1月には、広域産業振興分野の取り組みの理念、戦略を広く共有することを目的にシンポジウムを開催する予定でありまして、特区の説明に加えまして、域内にある13の産業クラスターの取り組みをポスターセッション形式で紹介をし、広域連合の取り組みや特区に対する中小企業等の関心を高めてまいりたいと考えております。今後とも、関西経済の活性化に向け、産学官が一体となって、オール関西として取り組んでまいりましょう、より積極的に情報を発信してまいります。

○議長（田中英夫） 杉本 武君。

○杉本 武議員 情報発信にもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、特区についてお伺いいたします。

関西が我が国の成長エンジンとして再生していくためには、特区について積極的に取り組むということはもちろんのことではありますが、特区の効果を関西全体に波及させることが不可欠であります。今後、特区以外の地域へ特区効果を波及させるために、具体的にど

のように取り組んでいくのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（田中英夫） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 特区についてお答えをいたします。

特区の効果波及につきましては、例えば、国に提案をいたしております規制の特例措置等が実現をし、医薬品、医療機器の承認審査、市場化のスピードアップが図られれば、特区外の企業にもメリットがあるなど、特区を積極的に推進することで、効果に関西全体に波及させることができます。

また、特区の効果波及事業の具体的なものといたしましては、先ほどから繰り返しのようになりますが、次世代医療システムの産業化フォーラムの利用促進を目的に現地説明会を実施したところでありまして、この取り組みは、来年度も継続して実施する予定であります。

今後の取り組みといたしましては、特区に指定された機関と連携することで、研究開発等が一層促進されるよう、特区制度、特区事業に関する説明会の開催や中小企業の医療機器分野への参入に向けた法規制面の取り扱い等の障害をクリアするための相談事業に関西全体で実施していきたいと考えております。

今後とも、積極的に特区を推進するとともに、特区の進捗を見きわめながら、特区効果の域内波及に向けた事業を適宜充実してまいります。

○議長（田中英夫） 杉本 武君。

○杉本 武議員 関西広域連合におけるバイオ・ライフサイエンス分野の取り組みについて今日は質問いたしました。まだ、そのポテンシャルを生かされていないというふうに私は思っております。今後とも施策の充実を図り、しっかりと世界と競争できる取り組みを強めていただきたいと思います。

中でも、関西イノベーション国際戦略総合特区につきましては、関西のバイオ・ライフサイエンス分野の将来、関西経済の発展を左右する重要な施策であるというふうに認識をしております。投資促進税制を中心に一定の効果が出て、企業等の立地なども進んできているようでございますが、特区が競争すべき相手は世界であります。

我が国は、基礎研究は強いけれども、実用化でおくれをとっている。いわばスピードで負けております。よく言われておりますけれども、ドラッグラグやデバイスラグ、この解消は産業振興の観点では近々の課題であります。その解消に図るためにもPMDA-WE S T機能の整備をぜひとも進めていただきますように要望しておきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（田中英夫） 次に、富田健治君に発言を許します。

富田健治君。

○富田健治議員 大阪府議会選出、富田健治でございます。

早速でございますが、まず初めに、ドクターヘリの成功事例につきましてお伺いをしたいと思います。

関西広域連合の当初のねらい、理念からいたしまして、ドクターヘリによる広域救急医療というのは、成果が目に見えてわかる、非常によい取り組みであります。これまで各府県で完結していたものが広域的に連携することにより、運行範囲、費用の負担の重複等が解消されますし、サービス網が広がり、相互補完できる体制となるわけでございます。ま

た、広域連合の組織は、広域計画ごとの担当府県の職員の方が、関西広域連合の職員を兼務しておりまして、行政の肥大化を抑制し、スリムかつ効率的な組織となつてございます。

こうしたメリットのある関西広域連合であります。広域救急医療としてのドクターヘリの成功事例と申しますか、救命に成功したというような事例がありましたら、紹介をしていただきたいと思います。

○議長（田中英夫） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 富田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

広域救急医療としてのドクターヘリの成功事例、特に、救命に成功した事例を紹介してほしいというご質問でございます。

ドクターヘリにつきましては、言うまでもなく機動性に優れ、また広範囲の運行が可能であるということで、広域連合におきましては、構成府県が連携をして、複数機によりまして関西全体をカバーする広域救急医療体制、こちらを整備するとともに、大規模災害時におきましても、複数のヘリで補完をし合うことのできる相互応援体制、この構築を目指しているところであります。

平成23年度には、京都、兵庫、鳥取の3府県が運行範囲とされます公立の豊岡病院でのドクターヘリに事業移管がされ、同年の出動回数が何と1,254回、全国一の実績となるなど、北近畿における救急医療の切り札として必要不可欠なものとなっているところであります。

また、来年度には、大阪府、また徳島県のドクターヘリが広域連合へ事業移管されることになり、いよいよ複数機における運行体制の構築が実現をされることとなります。

そうした中で、ご質問がございました。ドクターヘリの効果、これが発揮をされたもの、以下、お話をしたいと思います。

例えば、鳥取県中部の山間、山中で発生をいたしましたトラック事故におきまして、瀕死の状態にあった患者さんを公立の豊岡病院に、ドクターヘリがいち早く現場に向かい、救急治療を行うことにより一命を取りとめたことがございました。

また、兵庫県におきましては、冬場、スキー場におきまして木に激突をし、心停止の可能性があった5歳の子供さんを救急搬送し、命を取りとめたところであります。

更には、本年の4月、皆様方もご記憶に新しいことと思いますが、京都府亀岡市におきまして、通学中の児童の皆さんが自動車にはねられ、多数の負傷者を出す事故が発生し、豊岡病院のドクターヘリと大阪府のドクターヘリがともに出動をし、重篤の患者さんを2機のヘリが連携をし、救命救急センターへ搬送したことにより、一時重体にありました患者さんの命が救われた事例などが挙げられるところであります。

今、申し上げた京都府の亀岡市の事例のように、多数の負傷者が発生をした場合に、複数のドクターヘリが連携をすることにより、まさに助かる命を助ける。府県域を越えた広域救急医療の成果が発揮をされたものと、このように考えているところであります。

○議長（田中英夫） 富田健治君。

○富田健治議員 ありがとうございます。もう一つ、今後の想定される救急の需要に対しまして、どう対応していかなければいけないのか、将来の配置計画と申しますか、構想などについても伺いたいと思っておりますが、先ほどの北島議員のご質問がございましたので、ダブリを避けまして、この質問は割愛させていただきます。

それでは次に、関西イノベーション国際戦略総合特区について、これは松井委員にお尋ねいたします。

来月で指定から1年を迎えてまいります。この間、全国七つの国際戦略総合特区の中では26のプロジェクトと、最も多く計画認定を国から受け、取り組みが始まっているとお聞きしております。企業の新規投資も含めまして、特区での進捗状況、これをまずお尋ねしておきたいと思います。

○議長（田中英夫） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 関西イノベーション国際戦略総合特区の取り組み、進捗状況について、お答えをいたします。

この特区の目的が、国際競争力向上のためのイノベーションプラットフォームの構築でありまして、関西から革新的な技術、製品等を創出し、世界の市場で大きなシェアを得ること、そのための産学官の連携による高度な技術開発の促進、企業の立地促進、事業活動の円滑化などが進むことを特区として期待しているところです。

まず、研究開発の関連では、代表的なものといしまして、京都大学の山中先生のノーベル賞受賞の理由となりましたiPS細胞の関係だけを見ましても、世界初となる神戸医療産業都市のiPS細胞を用いた網膜再生治療の臨床研究、北大阪の心筋再生治療など、取り組みが進められています。

また、企業立地関連では、関西国際空港に世界最大の国際物流事業者でありますフェデラルエクスプレス社が北太平洋地区のハブ拠点の開設を決め、神戸医療産業都市地区の播磨科学公園都市地区、関西文化学術研究都市地区、北大阪地区においては企業進出や設備投資などが相次いで進められております。投資そのものも進められております。

さらに、企業の事業活動の円滑化に資する規制緩和の関係では、医薬品、医療機器等の輸出入のスピードアップを図る電子化、簡素化の手續に関する提案が一部、国から認められますとともに、来年度から実証実験が決まりました。全てはここではご紹介はできませんが、昨年12月に指定を受けまして、まだ1年足らずではありますが、おおむね期待した成果が出てきていると判断をしています。

○議長（田中英夫） 富田健治君。

○富田健治議員 もう一つだけお尋ねしておきます。

関西イノベーション国際戦略総合特区では、関西が世界に誇る大学研究機関の集積を生かしまして、イノベーションを促進する取り組みであります。地域のポテンシャルを生かすこととあわせて、特区事業に参加する新たなプレイヤーを内外から呼び込んでくることも重要であります。そのためには、国税の優遇制度など特区のメリットを生かすだけでなく、国に先駆けた地方独自のインセンティブも必要であります。

特区の申請自治体ごとに、エリアの特性に応じて特区の優遇策が講じられていることと思いますが、例えば、松井委員の大阪府においては、大阪市とともに5年間、地方税ゼロ、その後の5年間、2分の1とする大胆なインセンティブを掲げておりますが、本制度の運用による財政への影響、また将来的な経済効果はどれくらいか、また私の感触では、こうしたインセンティブも含めまして、まだまだ特区そのもののメリットについて、企業に対する情報発信ができていないのではないかと思います。関西の企業は本当に特区をわかっているのか、もっと企業に特区のメリットなどをPRすべきと考えているんですが、い

かがでしょうか。

○議長（田中英夫） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 今、富田議員のお話にありましたように、大阪におきましては、大阪府、大阪府で、この特区に対しまして圧倒的な税のインセンティブということで、私と橋下市長と議会の皆さんとでローカルタックスのゼロ、これをご議決いただき、決定をさせていただきました。

この決定によりますさまざまな財政の試算と経済効果は、大阪府では、税制の適用を受ける進出企業を60社と想定いたしまして、減税額は約90億円と見込んでおります。その経済効果につきましては、直接的な建設設備に係るイニシャルコストの部分なんですけれども、この投資金額は約2,800億円、製造品等の出荷額は年間で2,700億円を見込んでおまして、この制度を最大限に活用いたしまして、大阪、関西の経済活性化につなげていくことで、関西全体での税収を引き上げる牽引をしていきたいと、こう思っています。

また、この特区のPRにつきましては、大阪だけではなく各自治体でも、補助金や税制優遇を初め特区の呼び込みに尽力されておりますが、まだまだ特区自体を知らない企業が多く、広く関西特区をPRしていくことが必要だと考えております。

ただ、この特区に足りないところがあります。これは国における規制緩和です。関西広域連合全体で国に対して規制緩和、これを申し上げておりますが、国・霞ヶ関におきましては、なかなか認めてはいただいております。また、認めていただかない部分が圧倒的に多い。それに対しての政治主導もなされず、この規制緩和の部分で非常に特区の力を弱めているのではないかなど。これからも強く国に規制緩和、こういうものについて働きかけをしていきたい。また、政治闘争もしたいと思っております。

○議長（田中英夫） 富田健治君。

○富田健治議員 どうぞこの大阪府・市の取り組み、これが広く関西広域連合全体に及んでまいりますように、またお互いがお互いに相互に高め合うということで、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

それでは最後、要望を1点だけお願いいたします。

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案、いわゆる国出先機関の丸ごと移管に係る特例法案は、今年6月に政府内での取りまとめが一旦なされたものの、与党内の手続が残念ながら進まず、当初の方針でありました、さきの通常国会への提出には至りませんでした。幾つかの修正を経まして、ようやく今月15日には閣議決定に至ったんですが、衆議院が翌日解散と、こうなりまして、同法案の扱いは総選挙後に先送りされました。

現時点で断定的なことを申し上げることはできないんですが、仮に総選挙を経て、これまでとは異なる枠組みの政権が成立した場合、特例法案は継承されず、改革は再び道州制へと方向転換がなされる可能性もございます。そうなったときに、関西広域連合は具体的な取り組みの目標を見出すことはできるのでしょうかという心配をしております。

言うまでもなく、関西広域連合の最大の設立目的は、国出先機関改革の受け皿を用意することにあります。悲観的なことを申し上げるのは忍びないんですが、道州制について、市町間の足並みがそろわない中で、連合が目的を見失い、結束力も低下してしまうのではないかと心配をしております。無論、国出先機関対策以外においても、連合は広域産業振興や広域医療などの7分野の事務において着実に取り組みを進め、また東日本大震災や台

風12号に伴う水害などでは迅速に対応をいたしました。

今後、出先機関改革の議論の中で、国に物を申していくためには、こうした既存の事業の機能拡充を行うとともに、新分野の開拓も進め、地方公共団体としてさらに実績を積んでいく必要もごさいます。推定される新政権の方針のもとで、関西広域連合は今後何を目標に、どのような取り組みを進めていくのか、理事者の考え方を早急に明らかにするとともに、我々議会とも議論を進めていただきますように要望いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田中英夫） 次に、木下 誠君に発言を許します。

木下 誠君。

○木下 誠議員 大阪市会の木下でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、次期広域計画に関連して、3点質問をしたいと思います。

関西広域連合設立時に策定されました現行の広域計画については、平成25年度末をもって終了するというところで、平成26年度から平成28年度までの次期広域計画策定に向け、今秋から検討を始められるということをおよびの連合委員会で報告がされたというふう聞いております。現行の広域計画では、関西広域連合のスローガンであります地方分権改革の突破口を開く、関西全体の広域行政を担う責任主体を確立して、国と地方の二重行政を解消ということをもとに、地域の個性や資源を効果的に活用しながら、早期に実現可能な事務から取り組み、当面は広域防災事業等7分野の事務を実施することとして、将来的には、これらの事務拡充や新分野の事務を想定して、また国出先機関の事務権限については、その移譲を受けて実施することを目指すこととしております。

そして、広域連合設立時には現行広域計画のもと、広域防災事業等7分野の事務事業と国出先機関対策でスタートをしたわけですが、次期広域計画では、現行の事務事業の拡充や新たな分野の事務について、どのような形で、どの程度まで分野事務事業として位置づけ、取り組んでいくというのが主要な論点になると考えられます。

例えば、広域連合設立当初から、将来、新たな事務事業として検討を進めています広域インフラ検討や設立後に広域で取り組むべき課題として検討している首都機能バックアップ構築や節電エネルギー検討会など、現在、企画調整事務で位置づけられているものを何らかの形で各分野の事務事業と位置づけるのか、それとも現行のまま継続していくのかということがあります。

今、事務事業の位置づけを例に考えられる論点を申し上げましたが、その前提となる関西が目指すべき将来像のあり方についても、何らかの論点があると思われます。そこでまず、1点目として、次期広域計画の作成にかかり、広域連合として考えられる論点のポイントについてお聞かせをいただきたいと思われます。

次に、今後約1年半かけて広域計画を策定していくこととなりますが、広域計画は、最終的には議会の議決事項であり、そういう意味では、連合議会においても広域計画策定の責務を有していると思われます。仮に、最終計画案の段階で連合議会に提案されるようなことがあつては、十分な議論ができないまま議決を求められることから、例えば、中間計画案等の節目の段階で連合議会にご報告いただき、議論する機会が当然必要であると思われます。

そこで、2点目として、理事者においては、当然、この策定スケジュールをお持ちであると思われませんが、議会への対応を含め、どのようなスケジュールで進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

次に、3点目の質問でありますけれども、企画調整事務について、現在取り組んでいる同事務の事務事業上の位置づけや今後、広域課題として新たにに取り組むべき同事務の検討が次期広域計画での論点になるだろうということで先ほど申し上げました。私自身、広域連合としてこのような事務が存在することを否定はしませんし、広域課題に積極的に取り組んでいく上で重要なものであると認識をしております。しかしながら、その一方で、各分野の事務事業については、分野事務局がきちんと位置づけられた各構成団体におけるかかわりも明確であるのに対して、企画調整事務については、規約上、各構成団体のかかわりが不明確なまま広域行政にわたる重要な企画等を行っており、成長する広域連合を目指す上において、このような業務執行体制は望ましくなく、改善が必要であると考えていますが、理事者の見解をお尋ねいたします。

○議長（田中英夫） 井戸連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 広域計画について、3点お尋ねをいただきました。まず、広域計画の検討に当たりましての論点でございます。

お尋ねにもありましたように、現在の広域計画は、当面、七つの分野でスタートいたしましたので、この七つの分野の検討を掲げておりますが、将来的にはこれらの事務の拡充だとか新たな分野への取り組みも当然予想されているものでございます。また、国の出先機関の事務権限について、その移譲を受け、そしてそれを実施することも掲げておりました。

この広域計画の中で、私どもが目指すべき関西の将来像としては、アジアのハブ機能を担う新首都、関西と個性や強みを生かし、地域全体が発展する関西、これを基本方向として目指したものでございます。

私は、この将来像としての二つの関西の目標は、基本的に継続をして目指していくべき目標として取り組んでいかななくてはならないと、このように思っております。次期広域計画では、20年から30年後の関西を展望した将来像をさらに検討してまいります。また、あわせて、今後3年間の戦略として取り組んでまいります防災などの7分野の重点的取り組みは、新たな広域取り組みを明示したものにしたいと考えているものです。

広域計画の策定に当たりましては、国の動向や東日本大震災の影響など、関西を取り巻く社会経済環境の変化への対応ももちろん踏まえるべきであります。議員のご指摘のとおり、関西が目指すべき姿、あるいは既存の7分野以外の事務についての拡充、あるいは分野にまたがります事務の連携、あるいは節電、中長期のエネルギー政策、インフラ整備の検討などを初めとした、新たな広域課題への対応も不可欠な検討課題と考えております。

今後とも、連合議会を初めとする議員の皆様のご指導や広域連合協議会、その分科会などのご意見も踏まえながら、検討を適切に進めてまいります。

続きまして、スケジュールについてのお尋ねをいただきました。

今年度中には連合協議会、有識者分科会などにおきまして、各種の長期的な戦略だとか行政課題につきましてご議論をいただいておりますので、これらの議論も踏まえながら、論点の整理と骨子案を何とかまとめ上げていきたいと、このように考えています。

そして、25年度には、連合議会を初めとして協議会の広域計画専門部会や、あるいは市町村や市町村議会の皆様にもご意見をいただきながら、9月には中間案をまとめたいと、このように考えています。そして、この中間案をベースにパブリックコメントも実施させていただきます。そして、最終的には、1月ごろには最終案をまとめまして、3月に開かれます連合の議会にお諮りをさせていただく。そして、ご議決をいただきたいと考えているものでございます。

今は大まかな現在のスケジュールを申し上げたところでありますが、随時、議会にも成果を説明いたしまして、中間案がまとまるまで意見を聞かないというようなことではありません。随時、ご意見を頂戴いたしながらまとめ上げていきたいと、このように考えているものでございます。

それから、企画調整事務につきましての業務執行体制についてのお尋ねもいただきました。関西全体の広域課題への対応として、関西広域連合がとりあえず関西全体として当面、早急に対応すべき広域防災や広域観光文化、あるいは広域産業という形で取り組んだのが7分野でございますが、あわせまして、そのような明確な業務分野以外におきましても、従来から各関西の府県におきまして、府県を越える課題につきまして府県間協議をしてきたものでございます。せつかくこのような広域の連合をつくりますのに、この府県間協議をそのまま従来と同じスタイルで行うよりは、この広域連合の企画調整の場を活用することが望ましいのではないかとということもございまして、規約上も、広域計画上も、明確に七つの事務とは区分して、広域調整を行うことができることとさせていただいたものでございます。

ただ、広域調整を行うということでありまして、その事務を実施するということでは、この規約上はなっておりません。したがって、広域調整の一環として検討を進めた上で、やはりこれは関西広域連合として取り組んだほうが望ましいという段階、あるいはそのような分野だということになりますれば、当然、規約を改正させていただいて、7分野にプラスしていくことになろうかと考えております。

ただ、もう一つ大切なことは、何でも関西広域連合でやればいいということでもないとは考えております。府県が現実に関西広域連合で責任を持って行わねばならない業務、これは府県がきちっと行っていただく。そして、府県域を越えて全体として取り組まなくてはならない分野について、必要に応じて弾力的に対応を図っていく、これが関西広域連合のメリットであり、強みであるのではないかと、このように考えているものでございます。したがって、できるだけ組織もスリムな組織として、併任等を活用しながら実効性のあるものにしてまいります。

今後とも、今年、来年と2ヵ年をかけまして広域計画の見直し作業を続けていくわけですが、その中で適時されます広域課題への取り組みにつきまして、十分に取り組みのあり方につきましても議論を深めて、規約の見直しが必要な場合には見直しをお願いする。また、連携や企画調整で済むものであるならば、それはそれで従来と同じ対応をさせていただく、このような基本姿勢で臨ませていただきたいと思いますと考えているものでございます。

どうぞよろしくご指導をお願いしたいと思います。

○議長（田中英夫） 木下 誠君。

○木下 誠議員 ありがとうございます。次期広域計画等に関して、しっかりとした素

案を策定していただきますように、よろしく願いをしておきたいと思ひます。

次に、関西広域連合への奈良県の加入について、お尋ねをしたいと思います。

先日、閣議決定がなされました。国出先機関の丸ごと移管に係る特例法案では、国出先機関の管轄区域等、特定広域連合の区域を調整するため、特定広域連合は2以上の都道府県が加入し、これを組織する都道府県の区域を合わせた地域が移管対象である国出先機関の管轄区域を包括するものとされています。

ただし、移管対象となる管轄区域のうち相当の合理性が認められるもので、政令で定める区域については、特定広域連合が包括すべき区域から除かれるものとされています。関西広域連合としては、この管轄区域に含まれないとする相当の合理性については柔軟に判断すべきであり、仮に奈良県が広域連合に加入していなくても、柔軟な対応を国に求めていくとのお考えのようであります。

しかしながら、去る11月7日の衆議院内閣委員会で、樽床総務大臣から、現状では移譲先としての指定はなかなか難しいとの見解を示されており、政令において相当の合理性が認められる区域として、例えば、近畿地方整備局における三重県や福井県、近畿経済産業局における福井県といったイメージであり、奈良県が加入しない限り、現在の広域連合が国出先機関の事務の受け皿になるのは極めて困難と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

奈良県の広域連合への加入については、これまで連合議会において質疑等が行われてきたようでありますが、先日の樽床総務大臣の見解もあり、奈良県の加入に向けた理事者側としての今後の取り組み、そして決意について、改めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（田中英夫） 井戸連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 奈良県には入ってもらわなければなりません。基本姿勢はこの一言です。

ただ、奈良としていろんな努力を現在もしていただいております。この7月にまとめられた論点整理のための中間報告を広域行政特別委員会が出されておられますが、加入推進、慎重の両方の観点からの論点整理とされておられます。来年の9月に最終報告を出されるというふうにお聞きしておりますので、これも踏まえて、我々としてもぜひお入りいただく働きかけをしていく必要がある。そのための実績も高く進めていく必要があると、このように思っております。

現に、昨年の紀伊半島を襲いました水害対策の処理に当たりましても、もちろん和歌山県の仁坂知事からも応援を幾つか依頼されましたけれども、奈良県の荒井知事からも、私どもにも支援の要請があり、それに応えさせていただいてきたものでございます。

広域連合がないままで個別の対応をしようとしたとすると、全部それぞれの所属の相互防災応援協定を結んでいるところをお願いしなきゃいけなかったはずであります。これは我々が広域連合として調整をさせていただくことができました。これなども、私は一つの大きな生命、財産を守るような体制を運営していく広域連合の防災機能の大きな一つだし、それがメリットなのではないかと、このように思っております。

いずれにしても、樽床大臣は率直な関西人であられるだけに、奈良が抜けた関西というのは考えられないなという思いもおありになって、お答えになられたのではないかと思いますし、私自身、もし奈良が一つ入らないことによって、制度がスタートしたにもかかわ

らず、関西広域連合に事務移譲がされないというような状況になってきたときに、奈良県があえて、そのような状況でも嫌だとはまさか言われたいのではないかというふうに考えられますので、そのような状況になる前に、早くご理解をいただくように努力をしてみたいと、このように考えてございます。

私自身、今日引き続き広域連合長の役割をお引き受けすることになりましたので、広域連合長の役割の一つは、これもあるのだということを強く肝に銘じて行動していきたいと考えております。

○議長（田中英夫） 木下 誠君。

○木下 誠議員 ありがとうございます。関西一丸となって、成長する広域連合の実現に向けて、ぜひとも奈良県の加入が実現するように、連合長初め各委員の方々に、これまで以上に積極的に働きかけを行っていただきますように要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田中英夫） ここで暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時 25 分といたします。

午後 3 時 11 分休憩

午後 3 時 26 分再開

○議長（田中英夫） 時間が参りましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大野ゆきお君に発言を許します。

大野ゆきお君。

○大野ゆきお議員 兵庫県議会の大野ゆきおでございます。私は通告に基づきまして、以下 4 項目について、井戸連合長初め関係委員の皆様にご質問いたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

一つは、関西広域救急医療計画の今後の展開について、質問いたします。

この項の一つ目は、4 次・医療圏関西についてであります。

広域医療局におきましては、現在、ドクターヘリの運行調整を中心に取り組まれておられ、特に本年 10 月からは、新たに徳島県ヘリを配置され、兵庫県の淡路島をカバーしていただいていることに感謝を申し上げます。

このような中、本年 3 月、同局が中心にまとめられた関西広域救急医療連携計画は、計画期間を 3 年間として、当面、喫緊の課題として、ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実及び災害時における広域医療体制の整備充実に取り組むとされています。その上で、目指すべき将来像として、概ね 5 年先を展望し、関西全体における広域救急医療体制が整備され、各府県の 3 次医療圏を越えた新たな概念となる 4 次・医療圏関西を構築するとされています。

この概念は、住民に身近な医療 1 次、これより広域な医療圏 2 次、特殊な医療需要への対応 3 次、これを越える医療圏というもので、まさに府県域を越える関西広域連合にふさわしいコンセプトだと思いますが、改めて、4 次・医療圏関西とはどのような概念であり、また、概ね 5 年先に向け、どのような取り組みを考えておられるのか、お伺いいたしたいと思っております。

この項の二つ目は、地域間の医療格差の是正、解消に向けた取り組みについてであります。

先月末、私は、兵庫県議会常任委員会の調査で、宍粟市にあります公立宍粟総合病院を視察いたしました。宍粟市は兵庫県の中西部に位置し、人口は約4万3,000人ですが、同病院の医療圏としては、周辺の市町も含め約8万人程度と考えられています。いわゆる2次医療圏の中核的な病院と位置づけられています。

病院自体は改築をされ、整備も整っておりますが、残念ながら医師が足りません。特に眼科医は一人もおらず、診察ができない。また、外科医も1人しかいないため、超多忙で、大きな手術はできないのが現状であります。住民からの強い要望があっても応えることができない、切実な医師不足が改めて明らかとなりました。恐らく関西各地におきましても同様な病院が多数存在していると思われまます。

兵庫県では10の医療圏に分かれておりますが、宍粟市を含む西南地域は、圏内で最も医師不足の地域で、人口10万人当たりの医師数は148人と、神戸市の256人の約半分という状況であります。とりわけ、小児救急医療や周産期医療体制は医事が困難な状況であります。このような医師不足、医療格差の問題は全国的な課題でありまして、まさに府県域を越える課題として、関西広域連合で取り組むべきではないかと考えます。

このような中、私は9月に、同じく兵庫県議会の常任委員会の調査で北海道の旭川医科大学病院を視察いたしました。同病院は、外来患者を含めた救急患者を365日24時間体制で受け入れられる3次医療圏の救命救急センターと位置づけられておりますが、その特徴として、全国に先駆けて遠隔医療センターを設置していることがあります。

同センターは、都市部への医療機関の偏在に対応するため、高度情報通信機器を活用し、遠隔医療技術を用い、患者側の経済的、時間的、肉体的負担を軽減しようとして取り組んでいます。具体的には、42の医療拠点とネットワークを形成し、1. 眼科領域を中心とした全診療科目について、インターネット上の高画質なハイビジョン画像を活用したモニター越しでの手術への立会や、2. コミュニケーションシステムを活用した内視鏡超音波診断装置や心電図脳波の検査結果についての患者や医師と対面対話といったもので、確実に成果を上げておられました。

それとあわせて、余談でございますけれども、この遠隔地への成果は国内だけではございません。本年5月には、2,000キロも離れた中国と中日遠隔医療プロジェクト無償援助協定に基づき、中国の四つの病院に遠隔医療運用支援が行われ、中国側からは大きな期待が寄せられております。

山間部やへき地が多い北海道における遠隔医療センターは一例でございますけれども、関西広域連合といたしましても、4次医療圏・関西の実現に向け、今後の重要な課題として、医師不足、医療格差の問題に、関西全体で府県域を越えた工夫ある取り組みが必要ではないかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

次に、関西電力の電気料金値上げについて質問いたします。

関西広域連合では、今夏の節電目標として、関西電力とともに、平成22年度比で15%以上、大飯原子力発電所3号機の再起動後は10%以上に改定となりましたが、高い目標を掲げながら、府県民、事業者の皆様の努力により、電力需給が逼迫することなく、節電期間を無事終了いたしました。また、11月8日には、この冬について、平成22年度比で6%を

目安とする、定着した節電の着実な実行をお願いしたところであります。

このような中、先月末に関西電力が値上げについて具体的に検討に入りたいと表明され、11月中にも、経済産業省に申請する見通しとの報道も目にいたしました。昨日のニュースでも流れていたように思われます。

過去の新聞報道によりますと、関電の値上げに対し井戸連合長のほうから、燃料費の増加を会社の内部留保だけで対応するのには限界があるとして、値上げはやむを得ないとの趣旨の見解を示されておられました。私は、正直申し上げまして、安易な値上げには反対でございます。

東京電力が5月に値上げ申請を行った際には、福島第1原発の事故を受けて、それまで一般社員20%、管理職25%の年収を削減していたものを、管理職の削減額を30%に拡大することや現役社員のみならずOBも対象とした年金の減額に向け、1万人を超えるOBに250回もの説明会を実施して、その理解を求めていることなど、徹底した経営の合理化について取り組んでおられます。

これに対して関西電力は、置かれている状況や電力供給体制が東京電力とは違いますので、一概に単純比較はできませんけれども、同社の説明では、電力自由化によるコスト競争などに対応し、既に効率化を行っているものの、具体的な合理化については、明確には言及はされておられません。また、料金抑制の道筋も示されていないように思われます。値上げには関西電力の徹底したコスト削減がまず前提となることは言うまでもありません。府県民は、さらなる節電を強いられ、企業からは、コスト増加につながる値上げに国内での物づくりを危ぶむ声も聞かれておりますが、関西の府県民、企業を代表する関西広域連合として、関西電力に対し安易に値上げを認めるものではなくて、さらなる企業努力による料金抑制を求めていく必要があると思っておりますが、これに対する連合長のご見解をお伺いしたいと思っております。

最後に、関西防災・減災プランの風水害対策編について質問をいたします。

このような雨の降り方は今までなかった、こんなに早く大量の水が出ることはこれまで経験したことがなかったという声を、今年も各地で災害が起きるたびに聞きました。私の地元の姫路市におきましても、本年6月の台風4号における大雨で、二級河川のゆめさき川右岸から一気に水があふれ、水が人の膝の高さまで浸水するなど、姫路市内だけでも床上浸水26戸、床下浸水46戸の被害が生じました。

幸い人的な被害はありませんでしたが、直後に被災地を訪れますと、被災した皆様が家族総出で畳を上げて床下の泥を撤去し、また庭にたまったヘドロを汗だくになって撤去されておられました。このような大変な目に遭われているのを目の当たりにしまして、これを防ぐのが行政の責任であると、改めて痛感をしたわけでございます。

近年、兵庫県内だけを見ましても、大きな被害をもたらしたものとして、平成16年には但馬、淡路、北播磨地域などに被害をもたらした台風23号、平成20年の神戸市都賀川増水事故、平成21年には佐用町や宍粟市などを襲った台風9号などがあります。

さらに、関西に目を広げますと、昨年9月には和歌山県など紀伊半島を襲った台風12号や、今年に入っても京都府や大阪府などで、これまで考えられなかった短時間豪雨が頻繁に発生をしています。

最近、風水害が増加している原因の一つは、都市化、さらには森林の荒廃により流域の

保水力が弱くなっていることが挙げられます。異常に降った雨が一気に下流まで流れてしまします。また、地球温暖化の影響で台風が強大化しているとともに、集中豪雨の発生頻度が確実に増加をしています。これに対する対策としては、二つのことが重要であると思ひます。

一つ目は、堤防や砂防施設などのハードの整備です。これには多額の費用がかかりますが、その費用と実際被害に遭って必要となる経費を比較すれば、確実にハード施設を整備していくほうが安くつき、積極的に整備を進めるべきと考えます。

そして、二つ目は、命を守るための避難であります。避難に当たっては、住民への適切かつ確実な情報伝達と住民意識の向上が不可欠であると考えます。また、さらに重要なことは、一人では避難の困難な高齢者や障害者、そして小さな子供たち等々、いわゆる災害弱者と呼ばれている人々をいかにして迅速に安全な場所に避難させるかであろうと思ひます。

そこで、このように昨今、発生が増加をしております風水害について、広域防災局では、関西防災・減災プランの風水害対策編の策定に取り組むこととされておりますが、具体的にどのような風水害を想定してプランの作成に取り組もうとされておられるのか、また、風水害による被害を軽減するために、具体的にどのようなことに取り組もうとされているのか、特に地震・津波災害対策との違いについて、防災担当委員であります井戸連合長にお伺いをいたします。

以上で、第1問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（田中英夫） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 大野議員のご質問に順次お答えをさせていただきます。

関西広域救急医療連携計画の今後の展開につきまして、2点ご質問をいただいております。

まず、4次・医療圏関西とはどのような概念で、概ね5年先に向け、どのような取り組みを考えているのかご質問をいただいております。

医療分野におきましては、これまで都道府県単位で保健医療計画、こちらを策定いたしまして、いわゆる地域完結型での医療を基本として、1次から3次までの医療圏を各都道府県がそれぞれに取り組みを進めてきているところであります。

こうした中、関西広域連合の設立、これを契機といたしまして、新たな概念として、関西全体を4次医療圏と位置づけ、府県単位では対応が困難な事項や広域的に取り組むことによりまして、より高い効果が発揮をできる事項などについて、各地域の持つ特色ある医療資源、こちらを有機的に連携をさせることにより、府県域を越えた広域救急医療体制の充実強化、こちらに取り組むことといたしたところであります。

本年3月に策定をいたしました関西広域救急医療連携計画におきましては、5年先、こちらを見据えた具体的な将来像といたしまして、まず、関西全体においてドクターヘリが配備をされ、いつでも、そして誰もが安心をして救急医療を受けることのできる、いつでも、どこでも安心医療「関西」の実現、また病院間の連携が進み、脳疾患やがんなど、高度な専門医療を誰もが受けられる、広がる安心医療ネットワーク「関西」、さらには、大規模災害が発生をした場合におきましても、迅速かつ的確な医療を提供できる、「助かる

命を助ける」しっかり医療「関西」の実現を目指すことといたしております。

こうした将来像、その実現に向けまして、当面はドクターヘリ、こちらを活用いたしました広域救急医療体制の充実、災害時における広域医療体制の整備充実に重点を置いた取り組みを進めますとともに、本計画を進化、そして成長する計画とするためにも、新たな連携課題につきましても、具体的な取り組みを検討することといたしているところであります。

今後におきまして、構成府県としっかりと連携を図りながら、広域救急医療体制の充実強化に向けた、その取り組みを積み重ねることによりまして、議員からご質問いただきました4次・医療圏関西、その構築をいたし、安全・安心の医療圏「関西」の実現が図れるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医療医師不足、医療格差の問題に関西全体で、府県域を越えた工夫のある取り組みが必要ではないかご質問をいただいております。

全国各地で地域医療の崩壊が叫ばれる中、人口10万人当たりの医師数が全国で第1位である京都府、そして第3位である徳島県におきましても、診療科偏在や地域偏在による医師不足が大変深刻化をしているところでありまして、地域医療を取り巻く状況は年々厳しさを増してきているところであります。特に、小児科や産科につきましては、少子化の影響もあるわけではありますが、過酷な勤務環境や医療訴訟を初めとするリスクの高さ、こちらを起因といたしまして、医師不足が大変顕著となってきておりまして、小児医療や周産期医療の体制確保が大きな課題となっているところであります。

こうした医師不足や医療の地域間格差の問題は、もはや全国的な課題となっているところでありまして、府県域を超える課題といたしまして、関西広域連合におきましても積極的に対応していく必要がある、このように認識をいたしているところであります。

このような認識のもと、広域医療局におきましては、ドクターヘリによります救急医療体制の充実はもちろんのこと、ドクターヘリ搭乗医師・看護師の養成プログラムの整備など、救急医療における地域間格差の是正や医師の養成・確保対策に積極的に取り組んできているところであります。

また、計画の策定後におきましても新たな課題の抽出を行い、具体的な方策を検討することとしており、特に今年度におきましては、府県単位で対応が困難となります高度専門医療分野における医療連携のあり方について検討を進めてきているところであります。去る8月には、救急医療を専門とする有識者などからなります計画推進委員会を開催し、各府県において、医療の確保が困難となっている小児医療や周産期医療での連携が大変有効であるとのご意見を賜ったところであります。

こうした委員会でのご意見を踏まえまして、まずは小児医療や周産期医療などの分野を中心として、さらなる議論を深めていくことといたしておりまして、本年度中を目途に、対象とする医療や連携方策など、高度専門分野における医療連携の方向性について取りまとめを行っていくことといたしております。

今後、医師不足や医療間格差、府県単独では対応が困難な課題につきましても、議員からお話のございました遠隔医療を初め、インターネット全盛期、ICTを活用した先進的な取り組みなど、広域連合ならではの取り組みを構成府県としっかりと連携のもと創意工夫を凝らし、そして積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田中英夫） 井戸連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） まず、関西電力の料金値上げ問題についてでございます。議員も既にご指摘いただきましたように、電気料金の値上げにつきましては慎重であらねばならない、これは大原則だろうと思っております。

ただ、東日本大震災後の状況、特に長期にわたり節電を強いられてきた府県・市民にとりましては、大変、さらなる負担を強いられることとなりますし、また産業界にとりましても、コスト増につながるようになります。しかも、節電を強いられたということは、電力供給が長期的、安定的なものではなかったということのあらわれでありますだけに、生活を維持する、あるいは産業を円滑に進めていくという意味で大変大きな問題だったわけでありまして。

ただ、電力供給をしなくてはならないという公益事業者としての電力事業者は、電力確保に最大の努力を続けられたことも否めません。しかし、そのために大変、原料代としてのコストがかかってしまっていると、これも事実でございます。

そのような状況の中で、公益事業者である電力事業者が、電気料金の値上げの検討に際しましては、あらゆる合理化努力を自ら実行して、しかも、それにチェックも受けられ、社会的に納得が得られるような説明責任を果たされることが必要である、これは言うまでもないことだと思っております。

例えば、事例に挙げられましたように、人件費をどうしていくのか、あるいは事務をどうさらに合理化していくのか、あるいは保有株だとか保養施設などの資産をどのように考えていくのか、あるいは発送電のより一層の効率化の努力をどうしていくのか、このような業務全般にわたります合理化や効率化や見直しが前提になることは言うまでもないのではないかと考えます。

こういう身を切るような経営努力を行われることを前提とした場合、フル稼働している火力発電所の燃料費の増加で財務内容が悪化しており、コストに見合った料金水準にしてほしいという関西電力の要請については、私自身は一定のやむを得なさを感じているものでございます。

ただ、このままで今後もいいのかという問題がございます。原子力発電所のほとんどが停止し、電力供給体制に大きな不安を抱えているにもかかわらず、国全体としての抜本的な対策がとられていないという我が国の混沌としたエネルギー政策があるわけでありまして、関西電力のみならず各電力事業者が抱える共通の課題にもなっております。電力会社だけではなくて、我々の生活の維持や産業界の今後のあり方についても大きな影響を与えかねない課題になっているわけでありまして。

したがって、このような料金値上げをせざるを得ないような状況に追い込まれている実情も理解する一方、中長期の日本のエネルギー政策について、明確な筋道を早く確立していただくことを国に対しても強く要請していく必要があるのではないかと、このように考えている次第でございます。

それから、関西防災・減災プラン、風水害対策編についてのお尋ねをいただきました。関西の防災・減災プランにつきましては、被害が複数県にまたがり、単独県でも被害が甚大で、広域的な対応を要するような災害、これに対しまして、広域連合としてとるべき対応方針等を明らかにするものでございます。

したがいまして、災害の初期から復旧復興に至りますまで、関係機関を全て、その役割と機能を整理いたしました災害対応の実施体制と行動計画の全体像をマトリックスとして示しております。あわせまして、民間事業者との連携強化などの事前の備えも盛り込んで、整備を図ろうとしております。

風水害対策編で想定しております災害は、具体的には大規模な災害。例えば、琵琶湖とか淀川等の大河川の洪水氾濫、大規模な台風の大阪湾への接近による高潮災害とか、ご指摘いただきました集中豪雨による広範な内水氾濫や紀伊半島で発生したような大規模な土砂災害などが想定されるのではないかと考えております。風水害対策は、地震・津波・災害対策と共通する部分も多いのですが、両者の違いを明確にしながら検討を進めてまいります。そのような意味で、大変重要な点をご指摘いただいたと認識しております。

具体的には、風水害に強い関西を目指さなくてはなりません。したがいまして、治水対策としては、基本的に総合治水の考え方を入れていく必要があると思っております。川だけを堤防だけで守るのではなくて、周辺の保水力を高める対策、これが重要ではないかと思えます。

したがいまして、山の管理をどのように徹底していくか、あるいは途中での治水ポケットをどれだけたくさん用意することができるか、あるいは都市での貯留施設などの整備などもあわせて考えていく必要があると思えますし、またソフトの面では、危険性の予測がある程度、風水害では可能でありますので、災害発生前から災害情報の収集システムを十分用意いたしまして、事前の対策としてポータルサイトなども活用しながら、情報提供を進めていくとともに、的確な情報による避難勧告などの基礎情報の共有化を図らせていただこうと考えておりますし、あわせまして、防災意識の向上が不可欠でありますから、実践的な防災訓練も進めていく必要があると思えます。そのような内容をぜひ風水害編に盛り込ませていただくこととしたいと思えます。この風水害対策編の策定に今年度から着手をして、できるだけ早くまとめていきたいと、このように考えているところでございますので、よろしくご指導をいただきたいと存じます。

○議長（田中英夫） 大野ゆきお君。

○大野ゆきお議員 ありがとうございます。1点だけ第2問。

電気代の値上げの件につきまして、もう一言だけ言わせていただきたいと思えます。

11月の初めでしたか、知事がコメントを述べられた記事を見まして、正直申し上げて、非常に残念でございました。今年もそうでしたけど、節電については関電側の要望に対しては、関西広域連合として徹底して、確かあのと時議論もされたし、専門家も入れて、本当に15%なのかどうかということも議論したと思うんですよ。本当に広域連合にはその権限はないかもしれませんが、しかし一番地元でございますから、地元の各府県を代表する方々で構成されていますから、そこの皆さんが、おかしいのではないかと言えば、当然、関電も聞くわけでありまして、あのと時の姿勢に比べますと、若干、今回の値上げについては非常に気前がいいといえますか、物わかりがよ過ぎるのではないかと私は感じた次第でございます。ここは府県民2,000万人の代表でございますから、余り物わかりよくじゃなくて、しっかりと、今も連合長の答弁がございましたけども、本当にこれ以上削られないのかどうかということもしっかり検証もした上で、まず専門家の意見も聞きながら、広域連合としての態度を示すべきじゃないかな。そうじゃないと広域連合の意味がないな

というふうに私は思ってしまったんですけど、この点、いかがでしょうか。

○議長（田中英夫） 井戸連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 個別具体の申請内容などについては、私どもが関与する余地は少ないのでありますが、先ほど答弁申し上げましたように、本当に関西電力がきちんとした合理化努力をされているのだろうかというような点、あるいは料金水準として、他の電力会社と比べまして格段に上がり過ぎてないかどうかというような点なども当然踏まえなくてはなりませんので、ご指摘いただいたような厳しい厳しい対応で吟味をさせていただきながら対処していきたい、このように考えている次第でございます。

○議長（田中英夫） 大野ゆきお君。

○大野ゆきお議員 くれぐれもよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田中英夫） 次に、前島浩一君に発言を許します。

前島浩一君。

○前島浩一議員 神戸市会の前島浩一でございます。

4分間という限られた質問時間でございますので、再質問する時間がありませんので再質問いたしません、どうぞ適切なご答弁をお願いしたいというふうに思います。

それでは、まず初めに、関西広域応援・受援要綱と神戸市災害受援計画等についてお尋ねをしたいと存じます。

東日本大震災において関西広域連合は、被災県ごとに担当する構成団体を決めるカウンターパート方式をとり、例えば兵庫県は宮城県、神戸市においては仙台市や名取市などに震災直後から支援を行い、一定の成果を上げており、現在も継続した支援を続けているところでございます。

ただ、全国的に見ますと、広域応援の調整が国や県においても十分に機能していなかった印象があります。また、被災自治体でも、支援を受け入れる体制に課題を残したのではないかとと思われるところがあります。

このような課題を踏まえ、国でも広域応援の仕組みを検討しており、また関西広域連合においても、関西に大規模な地震が発生した場合に備え、関西広域応援受援要綱を策定中ではありますが、国、関西広域連合、縣市とそれぞれの役割がある中、関西広域連合の役割をどのようにとらえ、応援受援要綱を策定しようとしているのでしょうか、お伺いをいたします。

また、神戸市においても、受援計画を策定中ではありますが、受援計画を策定することにより、他都市などからの支援を迅速かつ効率的に受け入れられるようになるというふうに考えるところでございます。関西広域連合を構成する各自自治体を初め、全国の自治体にも受援計画を策定するよう働きかけるべきではないかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、関西広域連合の事務の範囲についてであります。

先ほども一部議論されたところではありますが、改めてお伺いをいたします。関西広域連合が処理する事務としては、関西広域連合規約第4条第1項第1号から第8号にわたり、

7分野の事務が限定列挙されており、それに加えて規約第4条第1項第9号には、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務、いわゆる企画調整事務が規定されているところです。この規定については、具体的な事業を想定しているものではなく、あくまでも広域にわたる基本的な政策の企画及び調整に関する事務であると理解しているところであります。

これまで関西広域連合においては、電力需給や原子力発電所、あるいはがれき処理といった課題に対し、議論・検討等が行われてきたところでありますが、これらは、この企画調整事務として取り扱われているものと聞いております。私は、今回初めてこの場に立たせていただいておりますが、これまでの関西広域連合議会においても、この企画調整事務に関する議論があったと聞いており、関西広域連合議会及び広域連合委員会、また広域連合事務局の間でも、企画調整事務の範囲についての考え方が完全に一致してはいないのではないかと危惧しているところでございます。このため住民の方々にきっちりと説明できるよう、明確な根拠及び方針を持つべきであると考えており、例えば、関西広域連合の行う事務は、規約に限定列挙された事務の範囲に限られたものであり、先ほど連合長は、実施しないとおっしゃいましたが、この範囲を超える事業を実施する場合には規約改正を行うこと、あるいは企画調整事務は、本来、広域にわたる基本的な政策の企画及び調整に関する事務を行うものであり、具体的な事業を行うことを想定しているものではないこと、あるいは企画調整事務として議論・協議された項目については、あくまでも関西広域連合としての基本的な考え方の提示やそれに基づく要請などにとどまるものであり、各構成団体を拘束するものではないことなどを文書化し、関西広域連合全体の確認事項とするべきであると考えますが、連合長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（田中英夫） 矢田委員。

○広域防災副担当委員（矢田立郎） まず、関西広域応援の関係、そして受援の要綱についてでございます。

東日本大震災におきまして、関西広域連合の行いましたカウンターパート方式の応援というものは、一定の成果が上がったわけでございます。その一方で、被災自治体における指揮命令系統の混乱が見受けられたり、あるいは業務マニュアル等が整備できていなかったといったことなど、支援を受け入れる側の体制にも課題が見受けられた点もございました。市民を守るために大規模災害の発生に備えまして、支援を受ける受援力の支援を受ける側が事前に受援計画としてまとめておくことが必要であるというふうに考えております。

関西広域連合では、関西広域応援・受援実施要綱で大規模な広域災害発生時に広域連合及び構成団体が広域的な応援受援を行う際の手順をマニュアル化しまして、災害初動時において迅速に応援また受援体制がとれるよう、関西一円の枠組みをつくっているところでございます。現在、年内の取りまとめに向けまして、関係機関との調整を図っているところでございます。取りまとめ後も、広域応援・訓練等で検証しながら、広域連合と構成団体が共有いたします災害対応の手引きとして、継続的に充実を図ってまいりたいと考えてございます。

その中で、災害発生時の広域連合の基本的役割でございますが、関西一体となって災害対応に当たるため、一つは、関西の圏域内での災害における応援府県・市の応援割り当て

等の応援調整及び被災した府県・市における受援の調整、二つ目は、全国からのさまざまな応援に対する受援の調整、三つ目には、関西圏域外の災害に対する応援調整など、構成団体、関係機関との間で、応援受援の調整を行うことであろうかと思えます。こうした認識を基本にいたしまして、今回策定をいたします要綱では、要員の派遣、物資の供給、医療、避難、仮設住宅の整備、また一般事務支援等の分野別に、広域連合、府県・市町村、更には国、また自衛隊等の実動機関、あるいは関係団体、また企業等も含めて、関係機関による災害対応の全体像を示す中で、各機関の活動内容と相互の連絡調整手順、連絡先等を明示することによりまして、互いの役割分担を明確化したいと考えてございます。

このように、広域連合の要綱では、関西一円の応援受援のフレームを示してまいりますが、基礎自治体が実際に活動するに当たっては、より具体的な実務マニュアルが必要となります。

また、神戸市での受援計画についてのお尋ねでございますが、神戸市では、実務マニュアルとして活用できる受援計画の一つは情報処理活動、二つは指揮調整体系、三つ目は現場対応環境、四つ目には民間との協力関係の、これらの4点の視点で策定を進めてございまして、本年度中に取りまとめをしたいというふうに考えてございます。今後、広域連合内での調整を図りまして、さらに国に対しても、各自治体における受援計画策定の必要性を働きかけてまいりたいと、このように考えております。

○議長（田中英夫） 井戸連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 関西広域連合の広域調整事務についてのお尋ねをいただきました。

もともと関西広域連合を設立した目的の一つは、関西全体としての対応すべき課題があるのにもかかわらず、それに対する対応機関がない。例えば、南海・東南海地震がこの30年のうちに関西地方を襲うということがほぼ100%近い確立で予測されている中で、関西全体としての防災計画もない。そして、相互の援助協定は結んでおりますけれども、それをどのように働かせるかという基準化も図られていない。そういう実情をどのように解決していくんだという広域課題に対応すべく、関西広域連合を主体的に関係者がつくり上げたというものでございます。

そのような中で、具体的に事業実施が明確でありますものにつきましては、7分野でございまして、企画の中で明確に掲げさせていただきました。したがって、関西広域連合として実務を取り扱っていくべき事業は、今後も企画に明確に位置づけていかなない限りは実務を取り組んでいけない。事業を自ら実施するわけにはいかないということは当然のことでございます。

あわせて、企画調整事務は第9号に掲げさせていただきました。これは先ほどもご答弁を申し上げたところでもございますが、府県間を越える企画調整事務というものはどうしても出てまいります。その企画調整事務をせつかく関西全体でつくりました広域連合がありますにもかかわらず、従前と同じように府県間で別個協議を進めていくというよりは、ある意味で、関西広域連合が企画調整事務の受け皿にならせていただいた方が合理的ではないかという考え方でうたわせていただいたものでございます。それも企画調整事務の範囲でございまして、企画調整を超えるわけにはまいりません。そのような意味で、さらに関西広域連合が事業化を図る必要性が出たとしますれば、それは事務を追加してい

く、このような仕分けになっていくと基本的に考えているものでございます。

また、意思決定などが、そういう企画調整事務の中で十分に行われるのだろうか、構成団体を縛るのか縛らないのかということがございますけれども、意思決定に当たりましては、各府県や市町の実情を踏まえた上での調整を図っていくわけでありますから、本来的に一元化していかなくてはなりませんし、それぞれの考え方を持ち寄って調整を図ったものでありますから、法的な強制力はないかもしれませんが、事実上、その方向でもって関西広域連合の参加の構成団体は動いていただくべき、そういうまとめになると私は理解をさせていただいております。

この点は、今、申しましたように、抽象的な整理としてはそのとおりとご理解いただけたと思いますが、具体の企画調整、例えばインフラですとかエネルギーですとか、具体の企画調整をさせていただいておりますので、その具体の企画調整のレベルや内容次第によりましては、十分に構成団体や、あるいは議会や、あるいは関係の皆様とともに推進を図っていくかなくてはならない場面がたくさんあると思うしております。そのような意味で、弾力的に、しかも機動力を発揮して推進を図らせていただければなど考えているものでございます。そういう意味で、成長する広域連合としての役割を果たすベースが、今後、企画調整事務にあるのではないかと。この点についてはご理解をいただきましたら幸いです。

○議長（田中英夫） 次に、中小路健吾君に発言を許します。

中小路健吾君。

○中小路健吾議員 京都府の中小路健吾でございます。私からは、大きく3点、3項目につきまして質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず初めに、関西における中長期的なエネルギー政策の考え方の検討について、お伺いをさせていただきたいと思っております。

この間、関西でのエネルギー問題につきましては、原発の安全性に関する提言や電力需給の検証、節電対策などに広域連合としても取り組んできたところでございます。とりわけ、今年の夏の節電対策では、多くの府民、県民の皆様方や産業界のご協力をいただく中、計画停電等の非常事態に陥ることなく乗り越えることができました。

こうした中、関西広域連合においては、中長期的なエネルギー政策の考え方の検討が進められております。昨年12月に示された検討に当たっての基本的な考え方においては、2020年から2030年ごろを想定した関西における中長期的なエネルギー政策の考え方を、平成24年中を目途に取りまとめ、原発への過度の依存を見直し、新たなエネルギー世界の構築を目指すとした上で、省エネ型ライフスタイルへの転換、最大電力需要の抑制と電力供給の安定化、地理的な条件やポテンシャル等を勘案した太陽光発電、風力発電、小水力発電、太陽熱利用等の再生可能エネルギー等の普及拡大、エネルギー関連技術・製品の開発等の促進を進めていくものとされております。

私自身は、現在の電力供給体制を前提とした場合、関西電力管内をほぼ包摂する関西広域連合において、現在、目の前にある個別かつ短期的な課題への取り組みを行うと同時に、中長期のエネルギー政策を広域的な観点からしっかり示していくことは意義があることだと考えております。そこでまず、現在の検討状況や今後のスケジュールについてどう考えておられるか、お教えをさせていただきたいと思っております。

次に、関西における中長期的なエネルギー政策の考え方の位置づけについて、お伺いをいたします。

今回、中長期的なエネルギー政策を策定するとせず、エネルギー政策の考え方を検討するというふうになっておりますが、その意味がどういうことなのか、まずお伺いをさせていただきたいと思っております。

今回の検討で定めるエネルギー政策の考え方は、当然のことながら、関西広域連合を構成する団体が共有し、そこに向かって関西広域連合や構成団体が具体的な取り組みを進めていくという位置づけでいいのか、改めて確認をさせていただきたいと思っております。

また、同様に、国の政策との整合性や国の政策への関西広域連合としての意見反映についてどのように考えておられるか、ご所見をお伺いしたいと思っております。

最後に、これら関西広域連合としてエネルギー政策を策定していくとの立場に立つのであれば、現在、改定作業を進めておられる広域計画の見直しの中で、広域計画の中にエネルギー政策の検討というものを明確に私は位置づけるべきだと考えております。

先ほど来、議論がありますように、いわゆる広域調整、企画調整という事務の中でやっていくのかどうかという点において、このエネルギー政策をしっかりと立てるのであれば広域計画の中に位置づけ、しっかりと規約において処理する事務等に位置づけていくべきだと考えておりますが、いかがでしょうか、ご所見をお伺いしたいと思っております。

次に、あわせて節電対策についてお伺いをしたいと思っております。

関西における中長期的なエネルギー政策の考え方を検討するに当たっての基本的な方向性で示されておりますように、電力需要の抑制というのは、今後、短期的にも、中長期的にも大変重要な課題になってまいります。今年の夏の電力需給の検証結果については、これまで産業環境常任委員会でも報告がされて、議論をしてまいりましたので、その詳細については触れませんが、多くの府民・県民、産業界のご協力をいただく中で、家庭用でマイナス9%、業務用でマイナス11%、産業用でマイナス12%という節電効果が発揮できたということにつきまして、ご協力をいただいた各方面の皆様方に大変感謝を申し上げますと同時に、これは高く評価されるべきことだと思っております。

今後は、この節電に対する取り組みを着実に継続していくことが重要でございます。ただ、この間、議論をしてきましたように、この夏の節電実績の詳細については、無理があった部分、無理がなかった部分、あるいは行動によって発揮された部分、あるいは機器等の設備関係の入れかえ等によって生じた部分など、その分析が必要であるということで、この間、論議をしてまいりましたし、現在、その分析を進めていただいているところだと思っております。そこでまず、現在の検討状況はどうなっているのか、お伺いをしたいと思っております。

最後に、この冬の節電でございますが、今年、今日の連合委員会でも、平成22年度比マイナス6%という目標を掲げておられますが、今、申し上げたような分析等をしっかりと反映させていく。そして、途切れることなく、着実にこの節電も進めていくことが重要だと考えますが、ご所見をお伺いしたいと思っております。

まず、以上、ここまでご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（田中英夫） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 関西における中長期的

なエネルギーの政策の考え方の取り組みについて、お答えをします。

まず、スケジュールですが、検討のスケジュールについては、当初、今年度末を目途に取りまとめを行うこととしていましたが、国の総合資源エネルギー調査会基本問題委員会などにおいても、電力システムの改革や電源構成を含むエネルギー基本計画について議論がまだ継続中であるため、もう少し時間をかけて議論を深めるということにいたしました。

このようなことから、現在、検討に当たっての基礎的データ等の整理を行っているところであります。このようなデータの整理をした上で、来年度にかけて本格的に検討をしていきたいと思っております。

2 問目の中長期的なエネルギー政策を策定するとせず、エネルギー政策の考え方を検討するというのはどういう意味かということですが、本年の8月に、関西における中長期的なエネルギー政策の考え方を取りまとめることについて、各構成団体の首長の合意を得たところでありまして、さきの質問でお答えをいたしましたように、さまざまな国での検討も遅れております。データ整理のための時間もまだ少しかかるということでありまして、まず基本的に政策を策定する前に、関西広域連合の各連合体、それぞれの各自治体の中長期のエネルギー自体に対する物の考え方というものを検討して、それをまとめまして、関西広域連合としての政策というものをつくり上げたいということでありまして、現在はエネルギー政策の考え方を検討しているところです。

3 問目ですが、この考え方は当然のことながら関西広域連合を構成する団体が共有し、この方向に沿って具体的な取り組みを進めていくべきものと位置づけるものとなります。国との政策の整合性、関西の意見の国への政策の反映については、これまでも提言等で積極的に国に意見は申し上げてまいりました。これからも国に対して積極的に働きかけてまいります。

関西広域連合として、エネルギー政策を策定していくとの立場に立つのであれば、広域計画の見直しの中で政策の検討を明確に位置づけるとともに、連合規約において処理する事務として規定するべきではないかという質問ですが、次期広域計画の策定作業を進めているところでありまして、広域連合といたしましては、中長期のエネルギー政策の考え方や今後取り組むべき当面の方策に関して、エネルギー検討会における議論を踏まえ、計画への位置づけの可否や規約整備の必要性を含めて議論をしてまいります。

次に、節電の取り組みにつきましてですが、現在の検討状況については、この冬の節電対策については、平成22年度の冬と比較いたしまして、6%を目安とし、定着した節電の着実な実行にあわせて、中長期的な視点で取り組みをお願いすることといたしております。今の検討状況、1 点目のご質問ですが、この夏の節電の取り組みの状況に関して、家庭、業務、産業、各部門へのアンケート調査を行い、1 月には分析結果を取りまとめる予定であります。

このアンケート調査では、室温の空調温度の設定や不要時の消灯などの行動に加え省エネ家電や機器の導入など、機器整備の取り組みについて、開始した時期や実施の割合を把握や実施の割合を把握するとともに、節電によるコストの増減の情報など、メリット、デメリットについてもまとめてまいります。

2 点目の冬の節電の分析結果の反映につきましては、照明の消灯など、年間を通して取り組める項目に関して、現在実施しております節電対策をこの冬も着実に取り組んでいく

ということで、冒頭に説明させていただきました22年度冬比6%を目安として、安定した、定着した節電のお願いをしていくところです。

○議長（田中英夫） 中小路健吾君。

○中小路健吾議員 ご答弁、ありがとうございます。

中長期的なエネルギー政策につきましては、国の論議もちろんありますけども、震災後の状況でいくと、地域の中でどう築き上げていくのかというのが大変大きなテーマになってくると思います。その意味では、今すぐに、これは法的ないろんな位置づけも含めて言うと、広域連合の権限というのはそんなにあるわけでは決してないと思うんですけども、今、この方向性で示されていることを真剣に取り組んでいくんだとすれば、想定される課題というのはたくさん出てくると思います。

例えば、使用済み核燃料の問題もしかりだと思いますし、ある意味では、非常に政治的な課題も出てくることを考えていけば、この関西の各府県の利害を乗り越えて、どういう場で調整をしていくのかという想定はしっかりしておかなければならないんだと。そのためには、そういう問題について、ルールなり、そういう決定プロセスをどうしていくのかということを経期的にしっかり考えていかなければならないと私は思っておりますので、そういう過程の中で、広域連合の中のどういう部分をなすのかということは、しっかり位置づける検討をしていただきたいということをこの点では要請をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

広域産業振興の観点から、公設試験研究機関の今後のあり方について、お伺いをします。

公設試験研究機関につきましては、関西広域連合の設立当初から共同して実施する事務の中に位置づけられており、広域計画においても、関西の公設試験研究機関の連携促進を図るため、技術支援情報の集約、技術シーズやライセンス情報の共有、設備の共同利用・調達、人材交流を行うというふうにされております。この間、それぞれの府県が有する公設試験研究機関の利用料金については、域外企業の割り増し料金の解消等を図るなど、鋭意、その取り組みを進めていただいております。また、去る11月13日には、和歌山市で研究成果発表会を合同で行うなどの取り組みもされて、その連携を深めていただいているところでございます。

そこでまず、こうした公設試験研究機関の連携の到達点をどのように評価しておられるか、ご所見をお伺いしたいと思います。

先般10月に、京都府議会の常任委員会の管外調査でありましたけども、私は、東京都立産業技術研究センター、これは東京都の独立行政法人が今、運営をされていますが、そこを訪れる機会を得ました。東京お台場に位置しまして、お聞きをしますと、総工費が400億円を超えるという非常に立派な施設でございまして、さすが東京都という印象を受けました。

ここでは物づくり産業の高付加価値化、デザイン活用、信頼性向上などの相互支援、イノベーションの創出、新事業創出型の研究、中小企業の国際競争力強化や産業人材の育成支援などを行っておられ、機器類等につきましても、日本でここにしかないというようなものが幾つかございまして、その強みを強調しておられました。

また、これは東京都がやっておられますけども、千葉県、埼玉県、神奈川県、さらには

長野県とも連携しながら、特に海外展開支援を行うなど、首都圏の広域的な拠点としても活用されているというお話もお伺いしました。

こうした東京都での取り組みを目の当たりにしますと、首都圏に対抗していくためには、関西が一丸となって取り組んでいかなきゃ、なかなか太刀打ちができないなということを感じてまいりました。

同様な立派な施設をつくることは非常に難しいし、無理かもしれないですが、そういう意味では、少なくとも機能面において、それぞれの構成団体が既に有している、こうした公設の試験研究機関の連携強化を図っていきながら、関西全体で同じような機能を発揮できる体制をつくっていかねばならないのではないかと考えております。

そこで、今後、各府県の特徴や強みを生かしながら、総合的かつ相互補完的に公設試験研究機関の機能強化を図っていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、その方向性を考えれば、この点につきましても広域計画の中でそのビジョンや方向性をしっかりと示していかなければならないと思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中英夫） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 公設試験研究機関の連携の到達点への評価ですが、公設試験研究機関の連携の目的は、技術蓄積の豊富な研究機関が連携をし、それぞれの技術知見・支援機能を結合させ、その総合力を発揮して技術支援を強化、ひいては関西産業の活性化を図ることにあります。

公設試験研究機関は、関西産業の活力源である中堅・中小企業支援の中心的役割を担っており、具体的な取り組みといたしましては、機器の利用等に係る割り増し料金の解消による域内企業の利便性の向上や内部向け共同研究会の実施によるノウハウの共有化、レベルアップ等を行っており、確実に、着実に取り組みを進めることができているものと認識をしております。今後、これまで以上に試験機器の相互利用、人材交流、技術発表会等々を積み重ねて、民間企業応援をしっかりサポートできるようになっていくものであると評価をしております。

続きまして、公設試験研究機関の機能強化につきましては、公設試験研究機関は繊維やLED、バイオなど、それぞれの特徴や強みが異なっているため、それらの情報を共有化し、発信することを目的に、本年度、ポータルサイトの構築や研究成果、発表会の合同実施等に取り組んでいるところであります。

また、関西には、さまざまな大学や国際的な影響力を持つ研究所、全国有数の科学技術基盤の集積があり、公設試験研究所機関だけでなく、こうした科学技術基盤も含めて連携していくことにより、関西全体の経済の活性化につなげてまいります。

お示しのとおり、公設試験研究機関の連携は不可欠であり、その重要性について、広域計画の中で位置づけていく方向で検討を進めてまいります。

○議長（田中英夫） 中小路健吾君。

○中小路健吾議員 ありがとうございます。ぜひ、この点は、また広域計画の見直しの論議の中でさせていただきたいと思っております。

それでは最後に、広域文化振興についてお伺いをさせていただきます。

今年3月に策定された関西観光・文化振興計画によりますと、概ね今後10年間を見据え、

アジアの文化観光首都を目指し、関西が一体となって戦略的な取り組みを進めるとした上で、現状、300人の外国人の観光誘客を年間1,000万人にするという数値目標を掲げております。そして、その目標達成のための戦略として五つのテーマを立てておりますが、そのうちの 하나가文化振興等との連携であり、関西の文化芸術活動等の交流と関西文化の魅力発信、関西文化に親しむ機会を拡充など、関西ブランドを広め、インバウンドの集客や文化振興を図るというふうにされております。

言うまでもなく、関西には数多くの文化資産がございます。数多くの国宝、重要文化財を有し、伝統工芸や伝統文化が息づく京都、元禄文化が花開き、古くから商都として栄えてきた大阪、異国情緒あふれる港町神戸、日本最大の湖・琵琶湖と豊かな自然に恵まれた滋賀、霊験あらたかな世界遺産・紀伊山地の霊場と参詣道を有する和歌山、阿波踊りの徳島、鳥取・兵庫・京都にまたがるジオパークなど、それぞれの地域特性や地域風土が育んできた文化につきましても、枚挙にいとまがありません。

こうしたさまざまな文化を有する関西は、ある意味、首都圏と比較いたしましても、その歴史や地域特性、そこにしかない強みという点では決して負けておりませんし、むしろ大きなアドバンテージがあるのではないかと私は考えております。

そこで、再度、関西観光・文化振興計画に目を戻すと、新たな文化芸術の創造活動と連携した観光振興を展開するとあるように、観光事業の推進という視点に比べて文化を振興するという視点が若干弱いように感じております。今年度、関西広域連合では、文化振興予算は計上されておられません。実際には文化施設等の協力を得て、11月の特定日の常設展を無料とする関西文化の日について、10回目を迎えた今回から関西文化圏推進協議会とともに主催し、事務局を担っているとか、文化庁の補助金を活用して、先ほどもございました関西文化の道の事業として、人形浄瑠璃の日本語、外国語のパンフレット制作に取り組むなどをしているというふうにお聞きをしております。もちろん観光振興は大事な取り組みであります。その本質は地域が固有で抱える文化を魅力としてどう育てていくのか、地域の強みをどう生かしていくのかということこそが、観光振興を図る上でも大変重要になります。その意味でも、関西にしかない文化や芸術などの価値を高めていくことがやはり必要でございます。

そこで、担当委員にご質問させていただきますが、関西広域のメリットを生かした文化振興をどのように今後進めていこうとされているか、ご所見をお伺いし、私の質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（田中英夫） 山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二） 広域の文化振興についてでありますけれども、関西広域連合を設立したときから、どちらかというと、広域観光のほうに主眼を置きまして、規約も含めて、そちらのほうを重点的に行ってまいりました。したがって、文化につきましても、観光振興と一体的にとらえた形で今まで推進をしてきたところでありまして、例えば、来年1月からの関西国際観光yearでは食をテーマにしているところでもありますけれども、現在、和食が世界無形遺産の登録申請が政府によって行われているわけでありまして、大阪の食博を中心に、関西の食文化をアピールすることとしておりまして、これもある面では観光と一体の中での文化振興ということを行ってきたわけであ

ります。

そして、文化振興につきましては、ご指摘がありましたように、文化庁からの助成を受けることになりましたので、人形浄瑠璃をテーマとした文化の道事業という形で、今年の徳島の国民文化祭で共催事業を手始めとして、来年度は淡路へ展開していくという形になっておりまして、関西文化の日や祭りの道などの文化的魅力を発信していきたいというふうに考えているところであります。

こうやってまいりますと、もっと本格的に文化振興、卵と鶏みたいな関係になってしまっているんですけども、本来であれば、文化振興という視点をもっと明確にしていくことによって、逆に、観光振興という点も際立たせていく手法というものを、これから私たちは真剣に考えていかなければならないのじゃないかなというふうに思っております。

今までの広域計画のあり方では、あくまで文化と観光を一体的にとらえて計画を行ってきたわけでありますので、これから本格的な広域文化振興に取り組むためには、観光振興と文化振興の位置づけをこうした広域計画の中でも、もう一度明確化しまして、その中で、私たちがどういう形で文化振興というものを独立させていくのか、規約も含めていろいろ考えていかなければならない場面があるというふうに思っております。その点からは、今度改定に入ります広域計画の改定にあわせてこの検討を進めさせていただきたい。そして、それをまた議会にも明らかにする中で、具体的な位置づけの明確を図っていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（田中英夫） 本日は、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、谷 康彦に発言を許します。

谷 康彦君。

○谷 康彦議員 滋賀県の谷でございます。私は、本年6月より関西広域連合議会の議員となりました。しかし、滋賀県におきましても、そのことを知っているのは、滋賀県議会議員の皆様と滋賀県庁で広域連合の仕事に携わっている一部の方々であり、私自身の地元地域においても、残念ながら、現在のところわずかです。関西広域連合という名称ですら住民の方々に少し知られるようになったのは、大飯原発の再稼働と節電要請について広域連合が発信して以降でございます。

関西広域連合が一昨年12月に新しく生まれ、まだ日も浅い組織であることもありますが、関西広域連合の認知度が低い最大の原因は、関西広域連合委員会にしても、我々広域連合議会にしましても、広域連合県域内2,090万人の住民が直接かかわることなく選ばれた委員や議員であるところにあるとも考えております。もちろんこの委員会や議会を構成する人々の広域連合における考えや目指すところは、住民には知らされないままです。住民と関西広域連合の距離は非常に遠いものと感じております。

そこで、住民と関西広域連合とのかかわりについて、以下5点について、全て井戸広域連合長にお伺いをいたします。

まず一つに、さきに述べました大飯原発の再稼働や節電要請についてが代表例であります。住民との直接の関係においては、広域連合から住民に向けた一方通行ばかりで、その逆となる住民からの広域連合に向けての発信とそれを敏感にキャッチするための構造が見当たらないことが気になります。当然、議会としての責任と役割も自覚しているところですが、地方分権、地方主権を目指す広域連合の仕組みが意にそぐわず、結果的に民主主

義に反することを懸念します。

そこで、圏域内2,090万人の住民と現在の関西広域連合との関係をどのように認識され、評価されているのかをまずお伺いいたします。

次に、市民社会をしっかりと築いていく上で、政府の大きさは住民の視野に入る範囲でなければならないとの意見もあります。関西広域連合、その圏域の面積は約3万1,000平方キロメートル、人口は約2,090万人、うち有権者数は約1,700万人、この規模からすれば、住民から遠い自治体となるのはやむを得ないかもしれません。そうした中、住民の考えや訴えを届ける制度として、一応、直接請求の制度も備えられており、広域連合にあって、住民が意思表示をできる数少ない貴重なものと言えます。

しかしながら、ある雑誌の資料によりますと、直接請求の連署の人数について、本年6月、選挙管理委員会から示されたところによると、条例制定改廃や事務監査請求の50分の1の数は約33万7,000人、また議会解散や長の解職については、約287万7,000人が必要となるとのことです。全くないよりもましな有名無実の制度では住民に失礼かとも思います。そこで、ビッグサイズの自治体として、こうした制度の目的に沿って機能するための対策や新たな仕組みが必要と考えますが、今後どうしていかれるのか伺います。

次に、最も住民に近く、その要望等に応える第一の立場にあるのが基礎自治体であり、つまるところ、基礎自治体の意見の多くは、住民の声を代弁したものと受けとめることができます。ところが、私が所属する滋賀県議会の特別委員会において、奈良県や滋賀県市長会に対して関西広域連合について意見聴取したところ、いずれも住民や基礎自治体から遠くなるといったことや市町村の意見を反映する場がないといったことが危惧をされています。また、滋賀県市長会でも、市町村との関係においてかなり強い不信感があるほか、4層構造となることへの懸念もあります。これは奈良県が不参加の理由としている大きな理由の一つでもあると聞いています。

去る15日に閣議決定されました国の出先機関の移管のための特例法案では、全国市長会や町村会の反対を踏まえ、管内の大半の市町村の理解が得られた特定広域連合でなければ事務等移譲計画は認められないとするなど、市町村の意見反映の仕組みを充実する方向で大幅に修正されたところでもあります。これまで関西広域連合としても、市町村の代表者も参加する協議会の開催や近畿市長会、町村会の役員との意見交換会、さらに、それぞれの府県でも市町との意見交換会を以前から開催されていると仄聞はしておりますが、市町村の十分な理解や納得をいただく状況に至っていないのが実態であります。市町の参画があつての地域主権、地方分権改革であり、そして関西広域連合の機能が発揮されるものと考えます。

そこで、関西広域連合として、今後、国の出先機関の受け皿となる特定広域連合を目指す観点からも、基礎自治体である市町村の意見を反映できる仕組みを新たに創設するなど、その仕組みを充実させる必要があると考えますが、どのようにされる予定かお伺いをいたします。

次に、関西広域連合の圏域2,090万人の意思を受けた広域連合委員会での意思決定のあり方についてであります。

これまでもたびたび議論され、その都度、答弁もいただいたところではありますが、広域連合が設立されて以来、徐々に実施する事業や政策調整の取り組みが増加している中で、

懸念もしております。広域連合委員会では、参加団体の首長の合意による運営を行うこととして、原則、全会一致とされていますことから、仮に、ある事業に反対の団体があった場合には、広域連合としてはその事業を実施するものの、反対の団体については、その事業に参加せず、負担金も請求されないという道が用意されると伺っております。こうした首長による全会一致を原則として、時には仲よしクラブとやゆされながらも、今日まで無難に運営されてきたところであり、私としては、将来も全会一致の原則を続けることこそが広域連合存続の条件と考え、それを強く望むものであります。

そこで、関西広域連合が次期広域計画の策定や国出先機関の移管も受けようとする中にあって、今後とも広域連合委員会の意思決定は全会一致の原則を維持すべきと考えますが、今後、このことについて維持されるのかどうか、お伺いをいたします。

現在、広域連合委員会は、4政令市の加入により4名増の11名となり、その内訳は、都市部7名と周辺部4名の構成となり、そのパワーバランスは設立当初とは変わったと感じられなくもありません。今後、広域連合としての取り組みが増加し、その内容も多様化が進む中で、それぞれの地域の特徴や事情も明らかになってくるものと想定されており、単に反対する団体は事業に参加しなくてもよいでは乗り越えられない問題が出てくるのではないのでしょうか。未加入の要因とされている奈良県の先例からも、都市部と周辺部の双方での十分納得できる取り組みが重要と考えます。

例えば、規約に定められた七つの分野事務のほかにも、企画調整事務としてインフラ検討などに取り組みられていますが、インフラの整備については今後も厳しい財政制約が見込まれる中で、いかに効率よく資源投入して住民の期待に応えるかが大きな課題と認識しています。

関西広域連合として関西圏の成長を目指していく中で、圏域の牽引役として都市の機能を強化させるために、都市部の整備に重点的に投資を図るのか、はたまた圏域内の多様な特性を生かした個性的な地域社会の維持発展を目指して、周辺部も含めた均衡ある投資を図るのか、その地域間の利害を調整することは、甚だ難しいものと考えます。そこで、このような利害調整の非常に難しいテーマ、取り組みの出口が明確でないテーマについては、規約4条1項9号に規定する企画調整事務と解するとしても、関西広域連合で取り組むかどうか慎重であるべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

今でも関西広域連合が2,090万人の期待を担い、府県を越える広域課題を解決しながら、関西の将来を希望としていくため、一步一步、着実に成果を上げていくことを願いまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田中英夫） 井戸連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 関西広域連合は、府県間を越える広域行政事務に対応するためにつくられた特別地方公共団体でございます。したがって、直接に市町村の府県市民の行政サービスを関西広域連合が行なおうとする役割を担っている団体であるとは、私自身は考えておりません。だからこそ特別地方公共団体でありますし、広域的な事務を取り扱っている、そういう団体であると認識しております。

じゃあ、それだからといって府県民の意思や府県民への情報提供や、あるいは府県民からの意見を無視していいのか、そんなことにはなりません。府県民の理解が得られなけれ

ば、広域団体としての関西広域連合も機能しないはずでございます。そのために、ある意味で委員会の委員は各県知事が構成をしております。各県知事は府県のそれぞれの住民に対して、政治責任も含めて、行政責任もあわせて責任を持っております。その各県知事が委員として構成をしているこの広域団体で、府県民に対する意思を吸い上げていく、そういう努力をしていく必要がありますし、恐縮でございますが、連合議会の議員の皆様も、それぞれの府県の議員から選ばれておられるわけでありますので、それぞれの議員として、各府県の議員としての活動を通じて、府県民の意思をぜひこの広域連合に反映していただく、そのような責務をお持ちいただいているのではないかと、このように思います。

これは構造を単に説明しただけでありまして、実態的にそういう運用をきちっとしていかなくちゃいけないのではないかとというご指摘だと存じます。そのような意味では、私どもとしましては、今日のこの議会の委員会は、直接にインターネット中継されておりますし、我々の委員会なり広域連合の業務についても常にホームページを更新しながら、直接に住民に対してもアピールをさせていただいております。また、市町村に対しましても、委員会等の概要につきましても、資料をお送りして理解を得るようにしているものでございます。

そのような意味で、住民から広域連合に向けての発信と、それを敏感にキャッチするための構造については見当たらないというご指定を受けましたが、そのような構造の中で努力を重ねていかざるを得ないのではないかと、そのように考えているものでございます。

それと、知られてないのではないかとというご指摘もいただきましたけれども、もし知られていないとすれば、我々の努力が足りていないということでもありますので、さらに府県民に私たちの、広域連合の仕事の意義、あるいは活動ぶりをさらに伝えていきたい、このように考えております。

それから、直接請求の制度が機能する必要があるのではないかとということではありますが、現時点におきましては、ある意味で、広域連合は一部事務組合と違いまして、普通の地方公共団体に準じた制度、仕掛けを持ちました。ただ、現在とり行っておりますような業務の中では、条例制定権なども持っておりますけれども、市民・県民の行動や生活にかかわるような直接的な業務をいまだ十分に果たし切れてない。あるいはそういう業務を七つの業務として位置づけてないということになるかもしれません。

そのような意味で、直接請求の制度が活用されるような対象となる広域連合としての業務を行っていない実情にありますが、今後、例えば我々が努力してまいりました国の出先機関の業務などが、もし関西広域連合が引き受けるということになりますと、例えば、直轄道路や直轄河川などは、直接に住民とかかわる業務を推進していくこととなりますので、そのような意味では、私は、まさしく府県民から見ると、直接の関西広域連合が事業主体として住民の生活や、あるいは活動にかかわってくることになる。そのような段階に至りますと、直接請求制度の意味というものが意義を発揮してくれるのではないかと、このように考えております。

今の段階では府県民から見ても、直接請求制度を発揮しなくてはならないというような直接のかかわりが少ないというのは否めない。これは現行ではやむを得ないのではないかと、そのように考えております。

また、市町村の意見を反映させる仕組みでございますけれども、市町村にダイレクトに

かかわるような課題などにつきましては、当然に市町村と十分に協議をしていかななくてはなりません。そのような意味で、国の出先機関の受け皿としての特定行政広域団体としての機能を果たそうとした場合には、市町村との協議の場、あるいは市町村の理解を得るための一定の仕掛けが用意されたものだと考えております。そのような意味で、そのような課題がありますれば、当然のごとく、市町村との協議をより進めるような場面設定をしていきたいと考えております。

また、4層制になっているのではないかというふうにご指摘いただきましたが、私は、4層ではないと考えております。もともと関西広域連合が取り組んでおります、例えば広域行政ということを取り上げてみますと、関西全体の防災計画などを担う機関がなくて、ほったらかしになっていたわけでありまして、その部分を担うための組織ができたということでありまして、そのことができたことに伴って4層だということであるならば、それは正しい4層である、そのように認識すべきではないか、このように考えます。

つまり何も無いことよりも、関西全体としての取り組みがなされる、そのような主体ができたということのほうが、府県民から見ても評価していただけるものではないか。だからこそ我々は組織をしたと言えるのではないかと思っております。

それから、広域連合委員会での意思決定でございます。

広域連合委員会の意思決定された内容については、連合長は、規約上は尊重をするという規定にされております。尊重して実施に努めなきゃいけないということになっております。

一番最初の委員会の意思決定の仕方を議論しました際にご指摘もいただきましたように、当該事業の実施に賛成できない場合には、自分は参加しないという意思表示ができるということで、原則として全会一致の建前を貫くということを申し合わせました。この点につきましては、実を申しますと、特定広域行政団体になります際に、全会一致というのを本当に維持できるかというような議論が出たわけでありまして、ともかく現時点においては、原則、全会一致を前提に運営を図っていこうということで申し合わせをしているものでございます。この点、どうしてもできないような課題は、いまだ見つかっておりません。それから、現に、今までの約2年の運営におきまして、全会一致でなかったことはないわけでございます。

そのような意味で、難しい課題があっても、それぞれの調整をしてきた各県におきましても、利害対立が非常に深刻な課題がありましても、それぞれ何らかの形で県政運営をリードしてきた委員の集まりでございますので、そのような委員同士の率直な意見交換の中で合意点を十分見つけていけるのではないかと、このように考えているものでございますし、そのような運営を今後も目指していきたいと考えてます。

それから、利害調整の難しいテーマへの取り組みにつきましては、これは地域差がどうしても出てくる可能性はあると私自身も思います。思いますが、実を申しますと、だからこそ、どうバランスをとった、関西全体としての、地域政府としての役割を果たしていくかが関西広域連合に問われるわけでありまして、関西全体としてのバランスをとった、関西全体としての推進を果たしていく、そのような意味で、広域計画などの議論を進めさせていただきたいと考えております。

エネルギーの問題やインフラ整備につきましても、整備の必要性については共通理解が

得られても、優先順位をどうするかという段階になりますと、大変微妙な議論が出てくる可能性はありますが、それはそれ、まずは全体としてのバランスのとれた広域的な検討をまず進めて、具体の利害調整については、先ほど申しましたように、その段階で十分検討・協議を進めて、一つの方向づけをしていく。これが関西広域連合としての基本的な姿勢であると、このように考えている次第でございます。

そのような意味で、いつも成長する関西広域連合でありたいと言ってまいりました。今後ともご指導をよろしくお願い申し上げまして、一つの私からの基本姿勢を述べさせていただきます。

○議長（田中英夫） 次に、中村裕一君に発言を許します。

中村裕一君。

○中村裕一議員 和歌山の中村でございます。私が最後でありますので、簡潔にご答弁をお願い申し上げます。

かつて天下の台所と言われた大阪では、諸国の蔵屋敷が建ち並び、米などの物資が集散し、相場を取り仕切る大商人が活躍していました。その結果、海路が開かれ、さらに発展が加速しました。明治以降も繊維や家電など、次代を拓く産業が起こり、今日の関西経済を築いてきました。現在、関西は何となく元気がないように言われますが、発展のための底力は十分あり、今後とも関西の経済を牽引する産業を育てていかなければなりません。

さて、今年の子西の出来事で最も明るく、希望のあるものは、山中伸也教授のノーベル医学生理学賞ではないでしょうか。まさに人類の進歩とも言うべき研究で、難病に苦しむ世界中の人々から期待をされております。

また、手術が下手で外科医になれなくてもノーベル賞を受賞できることは、私たちに希望と勇気を与えてくれました。受賞を機会に、にせ研究者があらわれるというエピソードもあつたり、関連会社の株価が高騰するなど、影響の大きさに驚きました。今回の受賞は、関西にとつても千載一遇のチャンスであり、何とかiPS細胞周辺の技術を地元関西の経済に結びつけられないものかと考えます。広域計画の見直しを控え、関西広域連合としての取り組みを伺います。

また、山中プロジェクトでは200人余の研究者が働いていますが、臨時雇用の人もいると聞きます。広域連合でもできる限り支援をすべきではないでしょうか、ご所見を伺います。

ご多忙とは思いますが、一度、山中先生をお招きして、お話を伺うことはできないものか、この際、要請をしておきます。

次に、温室効果ガス排出権取引所（仮称）の設置について伺います。

3.11以降、温暖化や温室効果ガスの排出抑制といった話題は聞かなくなりました。しかし、原発の立地抑制傾向、シェールガスや石油の開発、人口増加など、世界的潮流を考えれば、待ったなしの状況にあります。広域連合では、温室効果ガス排出削減のための啓発やエコポイント、カーボンクレジットなどの実施をすることになっておりますが、私はこの際、一歩進めて、関西に温室効果ガス排出取引所を設置してはどうかと考えますが、ご所見を伺います。

次は、海洋開発について伺います。

昨今、尖閣諸島や竹島など、国境をめぐる紛争がクローズアップされています。国境問

題は領土という主権問題だけではなく、石油やガス、海底鉱物など、莫大な資源が絡んでいます。これまで我が国では、資源は海外に依存するものでしたが、メタンハイドレードなどは国内消費100年分が日本近海に埋蔵されていることがわかってきました。資源大国も夢ではありません。現在、メタンハイドレードなど海洋開発は、海洋研究開発機構を中心に緒についたばかりであります。幸い関西は太平洋、日本海に、両方に面する好位置にあり、大学も有力な大学が多く、オール関西で取り組むべきではないか。

具体的には、試験研究機関や大学などの研究所の誘致ができないか、また改定する広域計画へ盛り込めないか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（田中英夫） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 山中プロジェクトへの支援について、お答えをします。

i P S細胞については、現在、関西が総力を挙げて取り組んでいる関西イノベーション国際総合戦略特区において、i P S細胞医療応用の加速化をテーマに掲げており、大阪大学や兵庫県の理化学研究所の発生・再生科学総合研究センターでは、i P S細胞を活用した難病治療の実用化に取り組んでいるところであります。

この実用化に当たっては、さまざまな関西の企業が期待を高めておりますし、関西のそれに関連する産業の育成や活性化へも期待が高まっていると思います。このため、今後の取り組みといたしまして、特区に指定された機関と連携することで研究開発等が一層促進されるよう、特区制度、特区事業に関する説明会の開催や中小企業の医療機器の分野への参入に向けた法規制面での取り扱い等の障壁をクリアするための相談事業を実施していきたいと考えています。

i P S細胞の早期実用化については、国において研究費の増加や研究体制の整備など、支援策が充実されることから、広域連合としては、i P S細胞周辺の技術開発の流れを、特区及び関連波及事業においてしっかりと取り込み、関西経済の活性化につなげてまいりたいと、こう考えております。

山中先生の講演については、議会の皆さんもそれぞれお願いされてはどうかと考えています。

○議長（田中英夫） 嘉田委員。

○広域環境保全担当委員（嘉田由紀子） 温暖化ガス排出権取引所を誘致できないかのご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、温暖化の問題は既にあらわれております。風水害が大規模化したり、あるいは近畿圏でも琵琶湖の湖底の酸素が減少したり、あるいはこの秋ですけれども、琵琶湖周辺の河川の水温がかなり高くて、鮎の産卵が阻害をされるというようなことも起きております。そういう中で、広域環境保全計画においては、ライフスタイルの転換と産業活動の低炭素化、省エネルギー化の推進を掲げております。そういうところで住民・事業者啓発、あるいはエコポイント事業などを進めております。

実はこれは新しいラベルで、少しお見知りおきをいただきたいんですけれども、排出量を自主的に抑制するクレジットの活用にかかわる問題としては、クレジットをラベル化して商品に張りつけるという新しい社会実験を関西広域連合として始めております。実物サイズは2.8センチ、小さいものですが、私たち1人が1日に排出するCO₂、約6

キログラムを削減する商品などについてこのポイントをつける。これは11白い点がありますけれども、広域連合を構成している11府県・市というところでもあります。

このような形で、近畿圏の温暖化を進めているわけですが、議員がご指摘の排出権取引所の設置や誘致となりますと、まず条件としてはキャップをかけるという仕組みが必要でございます。キャップをかけることによって、それとの差で取引条件ができるわけでございます。そういう意味では、この排出権取引のご提案、大変重要だとは思いますが、現在のところ、まずは民間のほうで自発的な取り組みを見せていただき、全国の動向も見ながら、広域連合としては、少し段階的な研究をすることが必要だと考えております。

以上です。

○議長（田中英夫） 井戸連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） 海洋開発への取り組みでございます。

メタンハイドレードでの賦存量でいいますと、今、推定されているボリュームでいいますと、日本の経済水域が広いこともございまして、第6位の資源国になるんだというような試算もあるようでございます。それだけメタンハイドレードの開発には期待を持ちたい、このように私どもも考えております。

日本海につきましては、1ヵ月ほど前に、ある調査機関の日本海でのメタンハイドレードの調査結果が発表されておられました。私どもの兵庫県におきまして、香住沖につきまして、調査船によりまして調査をしたのでありますが、水柱は確認できていますけれども、まだ最終的にメタンだという特定にまで至っておりません。さらなる調査を続けたいと考えております。

ただ、海洋開発というのは大変お金がかかります。したがって、我々関連10府県が、海洋エネルギー資源開発促進日本海連合というのをつくったんですけども、これは自分で調査を進めていくというよりは、このような調査結果を踏まえながら、国に対して段階的に調査検討を進めていただいて、開発を図ってほしいという、そういう意味での機能を果たすべき役割かなと、こんなふう考えているものでございます。

なお、太平洋側ではかなり本格的な実務調査が継続されておりまして、和歌山県がメタンハイドレードについて従来から新宮港を基地として、熊野灘海域での国の調査が実施されるよう要望されて、取り組まれてまいりました。今年度中には、紀伊半島東側に当たります第2渥美海丘で地球号による海洋産出試験の実施が予定されているとお聞きしております。

ともあれ、ご提案の関西広域連合として、せっかくだから大学や研究機関と連携して、あるいはメタンハイドレードの開発研究所を誘致する動きを始めたかどうかというご提案、現時点では、もう少しそのような全体の調査状況を見守らせていただきながら、時期を見て、そのような必要性があるならば、果敢に、迅速に対応することも検討させていただきたい、このように考えております。

いずれにしても、将来的に夢のある分野でございますので、この夢を実現するような努力を今後とも続けていきたいと、このように考えているものでございます。

○議長（田中英夫） 中村裕一君。

○中村裕一議員 2番目に、電源開発について伺います。

今年の夏は、府県民や企業などの節電と大飯原発の再稼働で事なきを得ました。しかし、原発の新基準や地盤調査を考えると、全く見通しが立ちません。

世界の後進国では電力事情が悪いので、よく停電が起きると言われます。今、私たちの関西は、電力事情だけをとらえると、もはや後進国と言わざるを得ません。もし、こういった状況が長く続けば、企業が流出し、観光客も来なくなり、本当の後進国になりかねません。

これまで電源開発は、国や電力会社、各府県で取り組んできましたが、電力安定供給のためには、今後は広域連合としても、節電だけではなく新たな電源開発に取り組むべきではないかと考えますが、ご所見を伺います。

○議長（田中英夫） 松井委員。

○広域産業振興担当・資格試験・免許等担当委員（松井一郎） 新たな電源開発への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

議員からご指摘がありましたように、この夏は大飯の再稼働、節電で何とか乗り切れたということでありまして、我が国には新しい電源が必要であると、こういうふうには認識をいたしております。

議員からお示しのように、我が国の地盤等々を考えますと、現在の原子力安全基準がはっきりしていない中での暫定的な稼働というのは、甚だ遺憾というのが今の状況だと思います。しかしながら、電力の供給につきましては、一義的には、民間の電力事業者と国が責任を負うべきものであると考えておりまして、現在、中長期的なエネルギー政策を考えていく中で、この電力事業に新たな事業者が参加をできる、発送電分離を含めまして、現在の守られた規制の中での1社独占体制ではなく、さまざまな事業者が参入できるよう、そして新たな電源が確保できるような、そういう中長期的なエネルギー政策というものを考えなければならないという方向で検討を進めてまいります。

○議長（田中英夫） 中村裕一君。

○中村裕一議員 松井委員からエネルギー政策のことをお答えいただきましたが、私は、具体的に電源開発をつくっていくというようなことが必要ではないか。個別具体の、どこに発電所をつくるというぐらいのところまで踏み込まないとだめなのではないかというふうに思っております。

次に移りたいと思います。

3番目に、准看護師試験について伺います。

関西広域連合では今月7日、准看護師試験について、平成26年2月ごろ、看護師試験と同日に実施することなど概要を発表しました。私個人が同日にすると初めて聞いたのは、本年6月県議会中に同僚の議員からで、仁坂知事にも反対するようお願いしたということでした。しかし、6月30日に開催された連合委員会では正式に決定され、8月2日、日本医師会は、都道府県医師会長に、行政側と十分協議するよう要請したと聞いていますが、結局、今回の発表となりました。

私は、8月6日の連合議会総務常任委員会で、議会に報告もなく、密室で議論してきた決定の方法や近畿府県の医師会の反対を押し切ってまで実施する理由を正しましたが、答弁は納得いかないものでした。

現在、看護師不足は全国的に深刻な状況にあり、医療の領域が一層拡大する中で、准看

護師は医療の現場のあらゆる場面で立派に活躍されています。現実には、准看護師試験の受験者の3分の1が、本来、看護師を目指す看護学校卒業者と言われております。平成22年度実績では、大阪、滋賀、和歌山3府県で348人もいました。今回の試験日統一は、そういう人たちのチャンスを奪い、雇用を消滅させる准看護潰しとも言うべき暴挙であります。なぜそこまでやるのか、私には全く理解できません。

そこで、改めて伺いますが、准看護師試験を看護師試験と同一日にすることを、和歌山県議会はもちろん、広域連合議会に議論の経過はおろか決定の報告さえもなく、近畿各府県の医師会も反対しているのになぜ強行するのか、ぜひわかりやすい、合理的な理由を聞かせていただきたいと思います。

そもそも構成府県の持っている権限を取り上げて、関係者の理解の得ることもなく、官僚が密室で決定した今回のやり方は、地方分権の受け皿たる広域連合の目指す方向と明らかに逆行していると思いますが、どのようなご所見でしょうか。

○議長（田中英夫） 井戸連合長。

○広域連合長・広域防災担当委員（井戸敏三） まず、一番最初に、この看護師試験などの試験の実施は、既に規約に書かれておりますように、関西広域連合の広域事務の一つにされております。したがって、この実施責任は関西広域連合が負っているということとをまず第一にご理解いただきたいと思います。

さて、そのときに、准看の試験日を看護師試験と一緒にするかしらないかということが問われるわけですが、もともと構成府県におきましても、一緒のところと一緒でないところと分かれておりました。このような資格試験とか免許の事務を広域連合が実施することに決まりましたから、養成所などにアンケート調査を実施したり、同一日にするとどういった影響があるかなど、いろんな意見をお聞きし、医師会にも構成府県から十分にご説明を申し上げて、最終的に判断したものでございます。

看護職確保の面から、同一日は避けてほしいという意見があることは承知しておりますけれども、看護職確保対策という観点で、もし看護職確保の面から准看護師の試験日を分けたほうが望ましいのではないかとということだと、それが根底にあるんだといたしますと、看護職確保対策というのは、新人看護職員供給増だけではなく、看護職員の処遇改善による辞職防止や潜在看護師の再就職支援などもあわせて行っていかねばなりません。広域連合の各構成県でも、今後もしっかり看護師の確保については努力をしていきたいと考えております。

また、言うまでもありませんが、恐縮ですけれども、本来的には、看護師課程の修了者は、看護の質の向上の観点からは、終了課程の異なる准看護師試験を滑り止め受験することが望ましいのかどうかという基本的な問題もありますので、教育課程に即した資格取得と業務従事により、住民に対してよりよい医療・看護が提供できるものと考えている。准看護師の試験は准看護師の養成課程を受けられた方、看護師は看護師の養成課程を受けられた方が第一義的に受験していただくべきではないか、このように考えております。

決して、広域連合になったから意地悪をしているわけではございません。今、申しましたような意味から、准看護師、そして看護師、それぞれの役割なり機能をきちっと果たしていただくということも考えてみたら、同一にさせていただいてもいいのではないかとということで踏み切らせていただいたということとでございますので、ぜひご理解をいただき

いと存じます。

○議長（田中英夫） 中村裕一君。

○中村裕一議員 ご答弁をいただきました。私は、和歌山県議会でこの広域連合の賛否というんでしょうか、議論をする特別委員長をやらせていただいております。確かに、准看が項目に入るといのは知っておりましたが、試験日が違って、これが同じになって、これほど困った人が出てくるということは、当時は私が勉強不足だったんかわかりませんが、知りませんでした。もしそうなら、少なくともそれだけは外すべきだというふうに主張したというふうに思います。

医師会等に説明をされたということですが、一方的に説明するだけで果たしていいんでしょうか。少なくとも、合意を得られるような、そういう努力をすべきだというふうに私は思います。

看護師不足を解消するためには、処遇改善とか再就職支援をするべきだという意見もありますが、それでは実際、なかなか看護師は集まっておりません。

私の地元に今度、仁坂知事にも応援していただいて、看護学校ができる予定でありますけれども、学校を新たにつくらないといけないぐらい、和歌山県だけかもわかりませんが、看護師不足でございます。

そして、看護学校を卒業した人が准看の試験を受けるのはおかしいということでありまして、現に300人も、大阪、滋賀、和歌山ですけれども、3府県でおられるわけです。今、どこの都道府県でも市町村でも、雇用をつくるということに全力を挙げてやっているわけですが、看護学校を出て病院に就職をして、看護師試験に不合格であっても、准看試験に合格すれば病院にそのまま就職できると思うんです。だけど、受けられなくなれば、看護師試験が終わったら直ちに失業者です。これだけ今、雇用が厳しい中で、わざわざ制度をつくって、本来、行政というのは、住民に喜んでもらわないとだめだと思いますが、そんな悲しい人をたくさんつくるやり方というのは、私はどうかなというふうに思います。

これは私一人が勉強不足かどうかわかりませんが、今回の決定でも、広域連合議会に報告があったわけでもなく、広域連合で決められたことは、私は仁坂知事から聞かせていただきましたが、ちゃんと説明をいただくチャンスはほとんどありません。書いたもので送られてくるだけでありまして、こんな決定の仕方というのは民主的ではないというふうに思っております。

そんなことを考えましたら、私は、今回の試験日を同じにするというのは大反対でございます。私が反対しても、できるような制度になっているのかもわかりませんが、そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田中英夫） 以上で、一般質問を終結いたします。

日程第7

平成24年8月関西広域連合議会定例会提出に係る第8号議案

○議長（田中英夫） 次に、日程第7、平成24年8月関西広域連合議会定例会提出に係る第8号議案を議題とします。

ただいま議題となっております第8号議案については、総務常任委員長から審査の結果、

認定した旨の委員会審査報告書が議長あてに提出されましたので、お手元に配付しております。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第8号議案については、委員長報告に対する質疑及び討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中英夫） ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は起立によります。

ただいま採決に付しております第8号議案について、総務常任委員長報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中英夫） 起立全員であります。

よって、第8号議案は、総務常任委員長報告どおり認定することに決しました。

日程第8

決議

○議長（田中英夫） 次に、日程第8、決議を議題とします。

日村豊彦君ほか11名の諸君から、「国出先機関の地方移管の早期実現を求める決議（案）」が提出されましたので、案文をお手元に配付しております。

本意見書（案）について、日村豊彦君から提案理由の説明を求めます。

日村豊彦君。

○日村豊彦議員 決議案について提案理由を申し述べます。

国出先機関の原則廃止に向けた取り組みについては、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案が、去る11月15日に政府において閣議決定されたところです。

関西広域連合設立のねらいの一つであり、関西広域連合議会としても、これまでから国出先機関の移管推進を求める決議を行うなど、最重要課題として取り組んできた国出先機関改革が、第1段階とはいえ、具体的な分権の動きに至ったものの、衆議院が解散され、国出先機関改革史上初めてとなる同法案の国会への提出、成立が実現しなかったことはまことに残念です。

地方分権の推進は我が国を多極分散型の構造に転換し、地域のことはその地域の住民が自らの責任で判断する分権型社会をつくることであり、個性豊かな地域を育み、我が国全体の成長へとつなげていくための根幹となる政策課題です。

そこで、このたびの総選挙後に生まれる新たな政権において、国出先機関の地方への移管を初めとする真の地方分権の実現を最重要政策課題とし、政治主導のもとで具体的な取り組みを進められるよう強く求めていく必要があります。本決議（案）にご賛同賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（田中英夫） お諮りいたします。

ただいま議題となっております本決議（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中英夫） ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は、起立によります。

ただいま採決に付しております「国出先機関の地方移管の早期実現を求める決議（案）」を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中英夫） 起立全員であります。

よって、本意見書案は、原案どおり可決されました。

ただいま議決されました決議の字句及び取り扱いについては、議長に一任願います。

○議長（田中英夫） 以上で、今臨時会に付議されました事件は、議了いたしました。

なお、今後、閉会中に本部事務局、広域防災ほか、各分野事務局の所管事務等の調査について活動を行っていくことといたします。

これをもって本日の会議を閉じ、平成24年11月関西広域連合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 5 時37分閉会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条に
おいて準用する同法第123条第2項の規定により、
ここに署名する。

平成24年12月

議 長 田 中 英 夫

議事録署名人 富 田 健 治

同 尾 崎 要 二